

都市・環境常任委員会  
予算常任委員会都市・環境分科会

(令和2年12月15日)

○ 谷口周司委員長

皆さん、おはようございます。少し定刻より早いですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

では、インターネット中継をお願いいたします。

ただいまから都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催させていただきます。

本日の審査順序であります。上下水道局、スポーツ・国体推進部、都市整備部、環境部の順で審査を行ってまいります。

また、それぞれの部局について、令和2年度補正予算の審査を行うほか、当委員会に付託されました上下水道局と都市整備部の一般議案がございます。

そして、スポーツ・国体推進部、都市整備部、環境部から協議会の開催についての申し出があるほか、都市整備部と環境部について所管事務調査を開催いたします。また、上下水道局と都市整備部から報告事項もありますので、本日、多岐にわたっておりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

審査の進め方でございますが、今回は委員会別の議案聴取会を開催しておりませんので、まずは担当部局から資料の説明を受け、その後、質疑に移りたいと思います。

資料につきましては、会議用システムにアップロードされておりますので、ご確認のほどよろしくお願いをいたします。

また、12月定例会中での、所管事務調査の実施について、まずはお諮りをさせていただきたいと思います。

休会中の所管事務調査につきましては、全ての議案審査が終わった後に、またご確認をさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、12月定例会中に、所管事務調査を行いたい事項がございましたら、挙手にてお願いをいたします。

○ 加納康樹委員

本当なら、12月定例会中の所管事務調査でお願いしたいと思っていた件を温めておいたんですが、この事項書を見て、それはやめますので、皆さん、円滑な審議、頑張っ

いきましょう。

以上です。

○ 谷口周司委員長

分かりました。

ちなみに、内容とかはよかったですか。

○ 加納康樹委員

休会中のところでしゃべります。

○ 谷口周司委員長

分かりました。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、なしとご確認をさせていただきました。加納委員からもご意見をいただきましたので、進行のご協力、どうぞよろしく願いをいたします。

最後に、10月26日に行いました所管事務調査、合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について、そして、県営スポーツ施設の誘致についての二つの内容を取りまとめた報告書案につきまして、会議用システムにアップさせていただいておりますので、修正などご意見がございましたら、21日ですね、予算常任委員会全体会が終了するまでに、事務局のほうにお伝えをいただきますようお願いいたします。

それでは、審査順序に基づきまして、上下水道局から審査を行ってまいります。

まず、上下水道局事業管理者より、ご挨拶をお願いいたします。

○ 山本上下水道局事業管理者

おはようございます。

連日ご苦労さまでございます。1分だけちょっとお時間下さい。上下水道局の今の現状

だけ、ちょっとご報告させていただきたいと思います。

コロナ禍の対策として基本料金6か月減免、11月末日をもって無事終了させていただきました。複数本、市民の皆さんより、延長のお電話を頂戴いたしましたが、この辺については、また局と本庁側と相談してまいりたいと思っています。

上水の利用状況なんですけど、やはりホテル、飲食業の業界における大幅な水道使用量の減少は変わっておりません。そして、この庁舎も、トイレ改修によって月200t減水をされておりますので、ちょっと上下水道局としては苦しい対応が続くのかなというふうに見ております。

ただ、こういう状況にあって、業務改善はなお一層進めていかなあかんというところを思っているところでございます。

昨年の総合計画策定の中でも、種々ご指摘をいただいている点がございます。水道料金徴収の包括委託のほう、市内に本部を持つ会社さんと契約させていただき、今、移行の準備をしております。4月からの本格スタートの準備を進めているところでございます。

水源管理センターにつきましても、直営班と委託班、二つをうまく使いながら、包括的に業務をさせていただいております。

そして、下水道の面整備、汚水の面整備のほうも、デザインビルドをスタートいたしました。市内の建設会社さんと市内のコンサルタントさんによる設計施工一括の業務をスタートさせております。

そして、以前に協議会をお願いいたしました、下水道管路包括委託、ストックマネジメントをしながら管理をしていくということにつきましても、プロポーザル審査を進めておりまして、1月末には業者決定をさせていただける運びとなっております。

そして、今回報告させていただきます下水処理場の包括委託についても、令和4年スタートを目指して、今、ちょっと進めていくところもございますので、その辺のところを報告させていただきたいと思います。

民間活力を十分使って、官民連携の下で請負者を牽制できる能力を持ちつつ、業務改善に努めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、担当課長より種々説明させますので、よろしくお願いいたします。

議案第54号 令和2年度四日市市水道事業会計第2回補正予算

議案第56号 令和2年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

○ 谷口周司委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会といたしまして、議案第54号令和2年度四日市市水道事業会計第2回補正予算及び議案第56号令和2年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算の審査を行ってまいります。

では、資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤経営企画課長

経営企画課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

今回お願いしております、水道事業及び下水道事業の補正予算については、令和3年4月より円滑に事業を執行するために、債務負担行為の追加と変更をお願いするものです。

では、予算常任委員会の資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思えます。タブレットですが、07の12月定例月議会、07都市・環境常任委員会、210補正予算資料（上下水道局）の5分の2ページのほうをお願いいたします。

よろしいですかね。

では、議案第54号水道事業会計第2回補正予算ですが、追加の（1）の水源施設管理業務費は、水源管理センターほか37施設について、運転管理業務の一部を委託するものでございます。期間は令和7年度までで、限度額は5億1612万2000円となっております。

（2）の水源施設管理事業費は、朝明水源地の除マンガン施設につきまして、水質汚濁防止法に基づいて水質の分析を行うものです。期間は令和3年度までで、限度額は370万7000円となっております。

（3）の庁舎等総合管理業務委託費は、局の庁舎、西棟、資材棟及び水質管理棟における機械設備、電気設備の運転監視及び日常点検並びに清掃業務等を行うものであります。期間は令和5年度までで、限度額は6567万円となっております。

続いて、5分の3ページのほうをお願いいたします。

（4）の職員健康管理費は、上下水道局に係る産業医業務及び水道事業職員の定期健康診断等の業務を行うものでございます。期間は令和3年度までで、限度額は140万1000円となっております。

変更の（1）の路面復旧工事費は、水道修繕箇所を迅速に復旧するために、当初予算でお願いしておりました債務負担行為の1500万円の限度額を3000万円に変更をお願いするも

のでございます。なお、期間に変更はございません。

続いて、5分の4ページのほうをお願いいたします。

議案第56号下水道事業会計第1回補正予算です。

追加の(1)の管渠施設等管理事業費は、地下ポンプ場及び調整池設備について、定期的な保守点検を行うものでございます。期間は令和3年度までで、限度額は537万1000円となっております。

(2)の処理場施設等管理事業費は、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などにに基づき、水質分析、臭気測定及びダイオキシン類等の測定を行うものでございます。期間は令和3年度までで、限度額は2911万5000円となっております。

(3)の職員健康管理費は、水道事業でご説明したものと同じでございますが、産業医業務及び下水道事業職員の定期健康診断等の業務を行うものでございます。期間は令和3年度までで、限度額は139万円となっております。

続いて、5分の5ページのほうをお願いいたします。

変更の(1)の事務用機器等運用経費は、令和3年3月31日に軽自動車3台のリース期間が満了となるため、再リースを行うものでございます。限度額は、当初予算でお願いしておりました183万2000円から261万9000円増額となり、445万1000円となります。なお、期間に変更はございません。

説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

## ○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

## ○ 山口智也委員

1点だけ確認させてください。

5分の2ページの朝明川の徐マンガン水質調査なんですけれども、毎年上がってくるかなと思うんですが、水質の、マンガン濃度の推移というか、経年的にどうなのかなというのをお聞きしたいのと、これは基本的には、今後もずっと継続的にやっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○ 堀木施設課長

施設課の堀木でございます。

除マンガン施設に関しましては、水質汚濁防止法の中で特定施設に位置づけられております。ですので、この業務に関しましては、ずっと継続をしていかねばならないというところがございます。マンガン濃度に関しましては、あまり変わっていないというところがございます。そういうような状況に今現在ございます。

以上です。

○ 山口智也委員

単純に継続して、これからもやっていくということであれば、例えば債務負担行為の期間を、単年度ではなくて、もっと長くしてコストを抑えていくということにはできないのでしょうか。

○ 堀木施設課長

そちらの方面も、一度検討させていただいておりますので、契約部局ともちょっと相談しながら、検討していきたいと考えてございます。

○ 森 康哲委員

5分の5の再リースのところなんですけれども、当初より、倍以上の金額になっているので、軽自動車3台で445万1000円ということは、新車が入って再リースになったのか、その辺の理由を教えてくださいと思います。

○ 伊藤経営企画課長

もともとの183万2000円の中には、この3台以外の車でありますとか、もともとリースをしておいたものでありますとか、あと、パソコンとか、そういった事務用機器のリース料等が入っております。

そして、今回、この3台分で261万9000円というのは、3台、3年分で261万9000円という部分を上げさせていただいております。ですので、1台当たりが、現行、1台2万6000円ほどの金額が若干下がって、1台当たり一月2万4000円ほどになるということで、債務負担のほうを上げさせていただいております。

○ 森 康哲委員

もともと令和2年から令和5年までの183万2000円の中には、軽自動車の3台の再リース代は含まれていなかったということですか。

○ 伊藤経営企画課長

はい。

○ 森 康哲委員

ここの自動車は何年度の、初年度登録は何年度の車なんですか。

○ 伊藤経営企画課長

すみません。これ、再リースになっておるわけなんですけど、この車自体が、平成29年4月が最初のリースでございます。それで、3年間をリースした上で、今回リース切れになりましたもので、再度延長するという形でございます。

(発言する者あり)

○ 伊藤経営企画課長

平成30年度です。ごめんなさい。平成30年4月が最初で、平成30年度、平成31年度、令和2年度ということで、3年間の期間が切れたということでございます。

○ 森 康哲委員

リース契約自体は3年で切れたということなんですけれども、車自体、車検が3年、商用車やったら2年、軽乗用車なのでどちらか分からないんですけれども、その都度都度、メンテも含めてのリースだと思うんですが、これ、6年借りるとかなりの高額になると思うんですよ、1台当たりのリース金額が。

購入するのと、全部含めてやっぱり検討もするべきだと思うので、車両の場合は、購入した場合のほうがメンテも含めて安くなる場合と、使う年数によってやはり変わってくるので、その辺見据えた購入の仕方を検討していただくように、これは要望だけにします。



○ 伊藤嗣也委員

関連。

なぜ3年リースにしておるのか。一般的には、民間企業でも、5年とか7年か分かりませんけれども、企業が好きな期間でリースをするので、それは月々の支払いをするためなんですけれども。

リース期間満了時には残価設定がなされておるわけですから、3年ごとに刻むということは、何かメリットがあって、なぜこうしておるのか。

○ 伊藤経営企画課長

3台のリース車でございますが、下水道未接続問題の絡みで、当初、3年間でしっかり事業をやり切るということで3年間のリースということを設定した上で導入した経緯がございます。

いかんせん、未接続問題が、100%解決したというふうに至っていない状況がございますもので、再度3年間リースを延長するものでございます。

○ 伊藤嗣也委員

リースというのは、3年契約したら3年で支払われるわけですよ、車両価格は。ですから、この価格は残価設定の価格しかない価値の車なんですよ、再リースの場合。

そこが理解できないんですよ。初め、3年しか使わんだらうで3年で組んだわけでしょう。そこで、もう3年間で、この車の価格というのはもう支払い済みになるんですよ、実は、リースというのは。

あとは、残価設定を相手先、契約先が残価設定を幾らで設定しておるかだけの問題で、それを延長ですか、再リースする、延長ということは大体1年間の金額で済むんですよ。これ、全然契約的に一般的な車両リースでは成り立たない説明になっておるもので。

メンテナンスリースだらうが、メンテナしでも一緒のことで。

(発言する者あり)

○ 伊藤経営企画課長

すみません。当初の、今現状2万6000円で契約をしておるわけでございますが、それ自体が、それでもって3年間で残価がゼロというふうな形になるわけではなっておりませんもので、次からのリース代金についても2万4000円ほどという形で、通常の再リースよりはかなり高いような状態になっておるといふふうに考えております。

○ 伊藤嗣也委員

違うんですよ。あんた、分かっていないわ。

残価設定は、メーカーが、リース会社が設定するので、借りる側にオープンにしないんですよ。内緒にしておくものなんですよ。だから、一般的なリースって、どんなことを話しておるのがね。説明がもうちゃらんぼらんしていますよ、これ。だからね、そんな変わったリース、説明になっていないと思いますよ。

○ 川尻上下水道局技術部長

最終、また資料を整理させていただきますが、期間を3年間で全て償却するような形でのリースではないというふうに今回思っています、3年、あるいは5年とか6年リースの設定の中で3年間リースするような形で契約をさせていただいておると思っております。

多分そのはずで、これ、ほかの部でもやっていますので、5年とか10年でリースする場合であれば残価はほぼゼロとか、決めてやる場合があるんですけど、ショートの場合ですとそういう形でやらせてもらっているのもありますので。

ただ、今回、それが确实100%、私、書類を見ていないのであれですけど、一般的にはそういうふうに解釈しています。

○ 伊藤嗣也委員

ちょっと私も書類を見ていないのでよう分かりませんが、特殊な、残価を決めて、初めからね、車でも3分の1でもうこれは払わんと、3分の2を払うというやり方もある。

だから、資料を見るだけで説明では全然分からないんですよ、そのところが。ですから、もう少しその辺は丁寧な資料なり説明をお願いして終わります。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

他にご質疑もないようでありますので、これより討論に移ります。  
討論がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

なお、全体会審査に送るべき事項につきましては、採決の後に確認をさせていただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

では、採決に入ります。

反対表明もありませんでしたので、簡易表決により行いたいと思っております。

議案第54号令和2年度四日市市水道事業会計第2回補正予算につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第54号 令和2年度四日市市水道事業会計第2回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

続きまして、議案第56号令和2年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。  
全体会に送るべき事項はございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

なしということで、確認をさせていただきます。

[以上の経過により、議案第56号 令和2年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算  
について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

以上で議案第54号、56号は、これをもって終了とさせていただきます。

議案第62号 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

○ 谷口周司委員長

では、ここからは、都市・環境常任委員会といたしまして、議案第62号四日市市農業集  
落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査を行ってまいります。  
資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤生活排水課長

生活排水課、伊藤でございます。

まず、タブレット07、12月定例月議会、07都市・環境常任委員会、103議案書54分の21をご覧ください。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、議案第62号四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本議案は、8月の定例月議会都市・環境常任委員会のその他報告事項で、農業集落排水事業（県地区）の公共下水道への切替えについてご説明を申し上げました。

ご説明した内容といたしましては、生活排水処理施設整備計画、いわゆるアクションプログラムに基づいて、農業集落排水事業、県地区を近接する北勢沿岸流域下水道へ接続するというご説明を申し上げました。

これに伴いまして、本条例の第3条、施設の名称等につきまして、県地区の名称、位置、処理区域を削除するものでございます。

54分の22をご覧ください。

なお、この条例につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

(なし)

○ 谷口周司委員長

ご質疑もないようでありますので、これより討論に移ります。

討論ございましたら、ご発言を願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより採決を行いたいと思います。

反対表明もありませんので、簡易表決により行いたいと思います。

議案第62号四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第62号 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

以上で議案第62号は終了となります。

次に、報告事項が3件あるとのことでもありますので、それぞれ説明を受けた後に、質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、まず、人員確保のための日永浄化センターほか42施設の維持管理包括的民間委託の導入について、説明をお願いいたします。

○ 堀木施設課長

施設課の堀木でございます。

まず、タブレットでございますけれども、07、12月定例会議会の07都市・環境常任委員会、001上下水道局（関係資料）の8分の3をご覧いただきたいと思います。

よろしいでございますか。

それでは、内容をご説明させていただきます。

人員確保のための日永浄化センターほか42施設の維持管理包括的民間委託の導入についてということで、まず、1番目に課題として挙げさせていただきました下水道事業につき

ましては、昭和29年から合流式で始めさせていただきまして、現在、令和元年度末ということで、その施設数は浄化センターが1施設、中継ポンプ場が4施設、小規模の中継ポンプ場が10施設、雨水のポンプ場は20施設、地下のポンプ場が20施設、その他の調整池等13施設を保有して運用を行っているという状況でございます。

このような運転している施設の機械とか電気とかという設備でございますけど、この資産総額がもう620億円を超えてきております。さらに、今後につきましても、浜田の貯留管の施設でありましたり、波木中継ポンプ場の新設、それから日永浄化センターの第4系統、これの増設を予定しておるといところでございます。

こういった中にありまして、初めのほうの施設もだんだんと老朽化が進んでございまして、安定した施設運用を継続するために、推進計画等で位置づけている毎年30億円以上の老朽化施設について改築や新築・新設というようなことで、施設の適切な維持管理業務を着実に実施する必要があります。

しかしながら、現在、配置されている設備系の技術職員の数には限りがございます、推進計画の進捗に遅延が生じるというような、大きな問題となってきております。

この包括民間委託の導入目的でございますが、こうした課題を踏まえまして、この維持管理業務などについて、従来は、仕様書発注方式でやっておるんですけども、これ以降につきましては、国土交通省で示しておりますガイドラインに基づきました民間の力を活用して、電気や薬品・燃料なんかの調達、あるいは小修繕なんかも一緒に含めまして行います性能発注方式という方式での包括的な民間委託を導入する、こうしたことで、設備技術職員の労力を改築や新築・新設の事業のほうに振り替えていきたいというふうに考えております。それが目的でございます。

下の図1というのを見ていただきますと、これは人員配置のイメージ図ということで書かせていただいております。

ちょっと赤枠の中で、現状、一番左側でございますが、今大体、汚水・雨水、そういうのを維持管理と、それから今後発生します改築・新築との割合、大体50：50という形で見てございます。

これがこのままで進みますと、改築のほうが75%まで膨れ上がってくるという状況になってまいりますので、合計では135%ほどの労力がかかってまいります。これに対しまして、今、先ほど申し上げました、包括的な民間委託を導入することにおいて25%圧縮可能だというふうに考えてございます。

こうしたところから、まだ若干約110%というふうには残ってはいるんですけども、こうしたような割合で進めていきたいと。残っておる10%のまだ膨れ上がっておる部分につきましては、デザインビルドなんかの手法を用いながら、さらに圧縮を考えていきたいというふうに考えております。

続いて、8分の4をご覧ください。

3番目でございます。包括的民間委託の導入効果ということで、3点ほど考えてございます。

まず、1点目といたしましては、導入におきまして、維持管理業務の業務負担を改築の設計、発注、監督業務などへ転換ができる、こういうことにおいて、推進計画の着実な実施というのが可能になってくるというふうに考えてございます。

二つ目でございますが、現在、委託をしている施設の運転管理業務に加えて、ユーティリティー、いわゆる電気料金でありますとか、水道でありますとか、あるいは薬品なんか、こういった消耗品類のものも一緒に併せたい、それから法定点検業務等、これも一緒に併せて性能発注ということで、下水道運用の効率化を図れて、かつ行政サービスの向上が期待できるというふうにも考えてございます。

三つ目でございます。一定の不具合、故障に対して受託者の素早い対応ができる施設運用がありますので、安定した施設の運用が可能になる。今、故障の場合ですと、我々が一度確認をし直すというこの手間が、即受託者のほうでやっていただけるということで、スピーディーに行えるということで考えてございます。

参考ではございますが、業務の発注効率化ということで、現行76件ほど平均的に発注しておるわけですけど、職員が、これを包括1件のみという形で、かなり軽減といいますか、効率化ができるのではないかとこのふうにも考えております。

あと、他自治体の導入につきまして、事業費の削減率のほうでございますけれども、こちらにつきましては、津市さんのほうでお聞きしますと4.7%程度、豊田市さんでは1.0%程度ということで、さほど事業費が削減できるということではないんですけども、人というようなところの確保という観点から、このような形で進めたいと考えてございます。

今後のスケジュールでございますが、本日、このようなご報告をさせていただきます中で、この説明会につきましては、来年度の5月頃に事業内容の公表なんかを行ってきたい。そして受託の事務につきましては、公告を7月頃に、それから契約が12月頃というようなところで、あと、引継ぎ期間が令和4年の1月、2月、3月というようなところで、



3か月間でやっていきたい。4月1日には業務を開始していきたいというふうに考えてございます。プロポーザル方式でやらせていただこうと考えてございます。

あと、8分の5と8分の6については参考資料ということで、図の2というところで、現在の維持管理体制と包括民間委託後の維持管理体制の比較というのをさせていただいてございます。

現行につきましては、全てが仕様書発注方式でございますが、日永の2系統、これ、合流式の処理場でございますけれども、こちらについては、このまま直営ですと続けていきたいというふうに考えております。その目的は、市の職員の技術力の保持といいますか、これを含めて行っていきたい。

それと、あわせて、今後、包括的民間委託になってくるわけなんですけれども、それについての監視とか評価とかという、それから牽制というのを含めて、この技術力を温存していきたいというふうに考えております。

日永の浄化センター、第3、第4系統・焼却炉から地下ポンプ場の調整池までについては、現在は仕様書による発注方式ということで行っております。

令和4年度から令和8年度のこの包括につきましては、日永浄化センターの第3、第4系統と焼却炉、中継ポンプ場については性能発注、それから、中継ポンプ場、朝日町ポンプ場、地下ポンプ場、それから調整池につきまして、これ、雨の関係が含まれるものについては、ちょっとそのまま性能というのは難しいところがございますので、私ら、こちらのほうもやっぱり指導が必要というふうに考えてございまして、ここは仕様書を作ります。

それから後、令和4年度には浜田の貯留管が出来上がってまいります。ここの維持管理が始まりますので、これは雨系ということで仕様書の発注方式です。

それから、令和5年につきましては波木の中継ポンプ場、令和6年度につきましては日永浄化センター第4系統の増設分ということで、こちらにつきましては、純粹に污水関係を扱いますので、もう性能発注方式ということで分けていきたいというふうに考えております。

その下の図3でございますが、維持管理施設の増加ということで、ちょっと模式的に考えてございます。

左側の現在につきましては、小修繕と、先ほど申し上げました電気代、薬品等を含めたユーティリティー、それから今やっております一般管理、運転管理ということについて、8億5000万円ほどの形で支出しておりますけれども、これは、令和4年度で浜田貯留管が

増えますとプラス700万円、令和5年度では610万円ほどで波木の中継ポンプ場の維持管理費が、そして、出来上がる令和6年から令和8年につきましては、日永浄化センター第4系統の増設分が入ってまいりまして、プラス7900万円ということで推移をしていくというふうに見てございます。

最後の8分の6につきましては、参考資料の中で用語の説明を記入させていただきました。包括民間委託とは何かというところでございますが、これについては、下水道事業のサービスを確保しながら、民間の創意工夫を生かして効率的な維持管理を行うための方式で、性能発注方式であることと複数年方式であるということが基本的なものであるというものが、包括的民間委託というものでございます。

その性能発注とは何かということでございますが、委託施設が適切に運転し、処理水質、処理水量や設備の状態など、一定の性能を発揮することができるのであれば、施設の運転及び保全方式の詳細等について受託者に任せる発注方式を言います。

発注者は何をするのかということになりますが、こちらにつきましては、業務の監視と業務実績や遂行能力の評価を行うというような形になってまいります。

現在やっております仕様書発注と申しますのは、委託契約書に仕様書として添付をして、委託する内容、それから手順、納入する成果物の仕様とか、数量、機能、納期、納入場所など業務の条件、実施条件などに関する仕様を全て定めて行っている方式でございます。

発注者につきましては、当然、指導とか監督を含めながら、受託者については、その判断、発注者の判断、指示の下に業務を行うという形態で行っているのが現在のやり方でございます。

説明は以上でございます。

#### ○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら、お願いをいたします。

#### ○ 小林博次委員

日永の第4系統の増設やと、もともと伊勢湾が死の海みたいな感じがあって、三河湾では、365日のうち300日赤潮、もしくは青潮が発生した。これ以上、浄化能力を高めてもあ

んまり役に立たんという、そういう実態があったと思うのね。

だから、四日市市が第4系統を整備して、高度処理をしたけれども、海水汚濁は止まらなかった。ところが、排水のリン規制をかなり強めた結果、赤潮、青潮がなくなって、リン規制が強くなり過ぎて、今度はアサリとか、海藻とか、魚、これの生育に支障が出たと、これが実態やね。

そんなことを考えていくと、排水の中の栄養分規制があることで、海水がきれいになった。だから、第4系統って、その時点で必要がなくなった施設と違うのかなと、こう個人的には思っているわけね。

それを増設するというんやから、やっぱり科学的な説明というのが必要になるんじゃないかなと、こう思っている。だから、その辺どんなふうに捉えて対応しようとしているのかということが、ここの質問事項。

#### ○ 松久経営企画課副参事

経営企画課、松久です。よろしくお願いします。

第4系統の増設は、まず、第3系統が供用開始から30年超たちまして、1回施設を止めないと交換できない機器が出てきました。このため、第3系統を――2系列あるんですけども――片方ずつ止めて交換するんですけども、片方止めると1万6200 tの能力が失われます。そうすると、流入に対して能力が不足しますので、このため、一旦、第4系統を増設、1万5000 tの増設して整備させています。

その間に、増設の後、第3系統をもう止めて、耐震及び機器の交換を行うんですが、それを終わった後、そうすると、じゃ、1万5000 t増えているので要らなくなるじゃないかという話があるんですが、後々に、そのうちまた第2系統を更新するときだとか、さらには、もう前、過去に行っておる第4系統の既にある1万5000 tの能力の分、この部分の更新のときに必要になってまいりますので、増設は必要ということでやっております。

先ほどのリンの話に対しては、前に、ご質問、委員からありましたように量を監視しながらやっているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

#### ○ 小林博次委員

それやと、第4系統が整備されるんなら、第3系統は要らんやないですか。それより能

力は高いわけですから。

#### ○ 松久経営企画課副参事

確かに第4系統を造った時点で、第3系統の半分の能力は不要になってきます。ただし、その後に、先ほど申しました第2系統の更新のときにまた能力不足になります。そのときまた必要でありますし、第4系統に、もう既にある部分ですね、この部分もいずれ更新時期が来ますので、そのときのために、連続して更新時期がございますので、第3系統を廃止して第4系統に移すということは行わず、第3系統を更新して、第4系統も増設した形で一旦維持して、そのまま更新が一通り終わった後に、第3系統を廃止していくという形を考えております。

以上です。

#### ○ 小林博次委員

廃止するという説明があるんやったら、それ、言うておいてくれると、この質問はする必要がなかったんやけど。

どっちにしても、公営企業法が100%適用される、民営化されておるわけやから、やっぱりもうちょっと民間の手法を取り入れて合理化していかんと、親方日の丸のまんまで進んでいくと、これはもう成り立たんことになるんと違うかなというふうに思っているわけね。だから、余分な質問をした格好になったわけ。

それと、その次に、包括民間委託後、民間委託をするということで、ここに朝日町のポンプ場も入っているわけね。ちょっと心配してんのは、朝日町側は、職員がポンプのスイッチを押し忘れただけで、10分ぐらいで水があふれ出して、水が入ったわけやね、過去に。

その後、自動化したと思っているんやけど、その辺りが少し理解不足なんやけど。していなかったら、きちっと機器の自動化をしてから民間委託に持っていかんと、人間が管理するというと、失敗はやっぱりあり得るわけで、あり得たら近所の人困るので。

だから、その辺り少し分かりやすく答えてくれるかね。

#### ○ 堀木施設課長

施設課の堀木でございます。

委員が言われますように、何かもしそういうトラブルがあったら大変なことになります。

大変な雨の施設でございますので、現在は自動運転に全て変わっております。一定の水位が上がった時点でポンプは回り出すというような状況で、運転をさせていただいております。

#### ○ 小林博次委員

本当にもう心配は要らんわけ。その心配、やめます。

その次に、台風とか、伊勢湾に生で放流する、これが問題になっているんやけど、これは四日市市だけと違って、日本中、問題になっているんやけど。

この辺の対応、対策は、例えば民間で判断してすぐ放流できるのか、ちょっと疑問があるんやけど、その辺り分かりやすく教えてくださいませんか。

#### ○ 堀木施設課長

施設課の堀木でございます。

委員おっしゃられるのは、多分合流の中で、雨がようけ降ってくると汚水と一緒に出ていくよということで、東京のお台場でオイルボールというのが発見されまして、何か訳の分からんもんが浮いてきたというふうに見ると、そういう合流の施設から出てきた汚物であったということでお話しいただいたんですけれども。

合流改善というのを行ってございまして、そういった汚い水がなるべく外へ流れないように貯留施設を造ってあったりとか、あるいは高速ろ過といたしまして、ろ過をする施設、これ、第2系統につけさせていただいておりますが、1日21万tに対応できる、そういう施設を備えてございます。合流改善という形の中です。

#### ○ 松久経営企画課副参事

ちょっと補足いたしますと、8分の5ページの上の図を見ていただきますと、第2系統が合流区域になっております。ここは直営の職員で運転しますので、今までと変わらぬ扱いになっております。

以上です。

#### ○ 加納康樹委員

すみません。私からは、包括的民間委託の導入に関連するところで質問をさせていただ

きます。

今も開いた8分の5ページの上のところに、図2の一番真ん中、市職員の技術力で継承云々というところに多分関連すると思うんですが、この包括的民間委託の導入に関して、今それに関して働いていらっしゃる現場の職員さんから疑問の声が出ているというのを、直接聞いていないんですけど、間接的に伺うことがあります。

どういう点が現場で疑問視されているのか、それに対してどういう指導というのか、心配ないんだよということ局内でされているのか、ご説明いただきたいと思います。

#### ○ 堀木施設課長

その辺のお話に関しましては、第2系統というのは直営でやって、これは技術力の継続をしていくという中で説明させていただいておりまして、おっしゃるように、確かにちょっとデマ的な勘違いされたところがちょっとあったのかもしれませんが、そのような説明で、第2系統の運用に関しましてはずっと直営でやっていきたい、それは技術力継承も含めてやっていきたい。今後についても、職員も人も入れていっていただきたいというようなことの話もさせていただいております。

以上です。

#### ○ 加納康樹委員

課題のほうは。

#### ○ 川尻上下水道局技術部長

すみません。課題とは、どういう課題があったのでしょうか。

#### ○ 加納康樹委員

単純に、技術力の継承というところに、これに関連すると思われるんですが、直接、下水の職員が携わるのではなくて民間に渡してしまう、そのことがちゃんと安全性等々が保たれるのかという疑問を持っている職員が少なからずいらっしゃるという話を聞いたわけです。

#### ○ 川尻上下水道局技術部長

すみません。それであれば、先ほど堀木課長が説明した内容でご回答できておると思っておりますが。

○ 加納康樹委員

では、現場は混乱するほどにはならない、ちゃんと局としてはまとまっていけるということによろしいでしょうか。

○ 山本上下水道局事業管理者

私どもとしては、継承する部分と任せる部分、きちっと分けて対応させていただいて、そして、浮いた力については更新等のほうへ力を向けていく、そのように考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○ 森 康哲委員

令和6年に135%になるからということ、マンパワーを民間委託して、110%まで抑制しようということだと思うんですけども、110%でも1割多くなるんですね、今現時点よりも多くなる。そうすると、今現在でも不足しているマンパワーを、どのように110%対応できるように持っていくのかというのが一つと。

もう1点は、先ほど加納委員の質問にも関連するんですけど、今まで市職員がやっていた業務が民間になると、モニタリング事業が出てくると。あと、監視していくことをどういうふうにやっていくのか具体的に教えていただきたい、この2点をお願いします。

○ 堀木施設課長

まず、110%の10%分の不足するマンパワーにつきましては、デザインビルドとか、こうしたような方法を取り入れながら、その10%を解消していきたい、要するに職員の負担を減らしていきたいというふうに考えてございます。

もう一つのモニタリングにつきましては、この監視評価に関することに関しても、コンサル等の会社に、民間にも委託をしながら併せてやっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 森 康哲委員

以前ね、下水道の管工事、維持管理含めてコンセッションにしたらどうだということも深く検討してほしいというふうをお願いしたんですけれども、これはプロポーザル方式でやられるということなんですけれども、やっぱり大事な部分はモニタリングだとそのときにも説明されていたと思うんですよ。

しっかりコンサルさんの意見もそうですけれども、行政としてね、ここだけはきちっとしっかり監視していくというのが、税金の使い道として、しっかりとした安全に業務ができることが大事だと思いますので、そこはもう一度、見直す形でもいいので、我々に報告していただきたいと思います。

以上です。

#### ○ 山口智也委員

1点だけ確認です。教えてください。

8分の5ページの参考資料のところの上の部分なんですけど、包括の中には、性能発注と仕様書発注が混在するというところで、先ほど説明の中では、雨の関係のところは市の指導が必要なので仕様書ということで説明ありましたが、これ、要するに、例えば天候の状況とか、そういう状況の変化が大きいから、やっぱりなかなか安定もしていないから、何かあったときのために市の指導をしっかり入れるという、そういうことで理解していいんでしょうか。

#### ○ 堀木施設課長

委員おっしゃるとおりでございます。雨、天候によって、天候というか、状況も変わってまいりやすいというところも一つございます。

何よりも、やっぱり生命、財産に直結しているということもございますので、なかなかここを、もう全部を民間さんに任せるとするのは、ちょっと今の段階では怖いかなというふうに考えてございます。

#### ○ 山口智也委員

小林委員の質疑の中でも、例えば朝日町のポンプ場なんかは自動化しているというご説明もありましたが、基本的には安全性は担保されておるけれども、非常時にはやっぱりうちでしっかり管理をしていくという、そういうことで理解しておいてよろしいですかね。



分かりました。ありがとうございます。

○ 谷口周司委員長

他によろしかったですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他に質疑もないようでありますので、この件につきましては、この程度とさせていただきます。

では、続きまして、水道管種別経過年数別管路延長についての説明をお願いいたします。

○ 松久経営企画課副参事

松久です。よろしくお願いします。

これは、休会中の所管事務調査のときに、水道のサウンディングの報告を行ったときに、水道管の経年状況が分かる資料ということでご用意いたしました。

引き続き、8分の7ページをご覧ください。

8分の7ページ、右上に表がございます。ダクティル鑄鉄管、鑄鉄管、鋼管、塩ビ管、それぞれの布設年度別の延長が書いてございます。

ダクティル鑄鉄管と、それから鑄鉄管、鋼管、これは大体口径の大きいものについて使用して、塩ビ管については、250mm以下のものを主に使っております。また、鋼管については、水管橋に主に使っておるという状況になります。

この表をグラフ化したのが左、それから下の段でございます。

まず、左側の円グラフでございますが、全管種を経過年数別に……。

(発言する者あり)

○ 松久経営企画課副参事

申し訳ございません、お手元の紙のほうでお願いします。

先ほど言ったように、右の表をグラフ化したものがございます。左の円グラフは、全て

の管種について、経過年数別の割合延長を示したものになります。赤色の50年超のものが、全体の約9%を占めておるということを示しております。

その下の棒グラフは、経過年数別の延長を、それぞれの管種別の構成比にしております。50年超につきましては、ほぼ塩ビ管が上からありまして、その細い下が赤い鋼管、青色のが铸铁管、下に一番ダクタイル铸铁管となっております。

その右側のグラフになりますが、これは管種別の経過年数を積み上げたグラフになっております。铸铁管を見ていただきますと、全てが50年超であるというふうになっております。

現在、それぞれ更新していますので、バランスよくそれぞれの年代にあるというふうになっています。現在、铸铁管については使用していないので、50年超のものだけというふうなことになっております。

1枚めくっていただきまして、タブレットのほうはちょっときれいな図になっておると思うんですけども、印刷のほうはちょっと見にくくなっておりますので、申し訳ございません。

赤色のところの50年超の管が布設されているところ、これは市全体の布設状況を、色で年代が分かるようにしたものになります。赤色のところがちょっと見にくいんですけども、市内中心部にばらばらと点在しておると、郊外に向かって少しばらばらと点在しておる。主に、古くなっているところは郊外の団地、オレンジのところは主に多くあるのと、中心地にまだ一部、伊倉の辺ですかね、その辺でちょっと残っておるといった形がご覧いただけると思います。

資料といたしましては以上になります。

## ○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

## ○ 小林博次委員

塩ビ管なんやけど、この前、震度4で縦割れ1mって報告されておったけど、そんな1本だけがひびが入るとは思いにくいので、そうすると、この管、一番強度がある管を使っているはずなんやけど、引き続き使っていくのか、変更していくのか、やっぱりそんなこ

とも含めて、できたらお答えいただくと分かりやすい。

○ 松久経営企画課副参事

塩ビ管についてですけれども、現在250mm以下で使用しておりますが、現在は、250mm以下についてもダクタイル鋳鉄管、耐震管を採用して、今布設替えを行っている最中です。

50mmに関しましては、耐震性のある配水用ポリエチレン管を使って更新しているという今最中です。ですので、今後、塩ビ管というのはなくなっていくというふうになっております。

○ 小林博次委員

僕ら素人やで分からんけど、どれぐらいでなくなるのかというのが分からんと、分かったことにならんので。もうちょっと親切に説明してくれる。

○ 谷口周司委員長

お答えできますか。

○ 小林博次委員

別に今日でなくっても、明日でもいいけど。やっぱり説明、そうやってしてくれやんと分からんよな、これ。

○ 川尻上下水道局技術部長

後日、資料を提供させていただきますので、よろしく申し上げます。

○ 谷口周司委員長

では、資料のほうをよろしく願いをいたします。

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

他にないようでありますので、この件につきましては、この程度とさせていただきます。

続きまして、6項目に行くんですが、その前に、資料の配付、よろしく願いをいたします。

今配っていただく資料ですが、下水道供用開始区域内に設置されている合併及び単独浄化槽の位置図についての資料でございます。これにつきましては、個人情報に掲載されておりますので、報告事項終了後には回収をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

では、説明のほう、よろしく願いをいたします。

## ○ 伊藤生活排水課長

生活排水課、伊藤でございます。

先ほどと同じように、10月26日に行われました所管事務調査において、供用開始区域で合併浄化槽の箇所の資料を提示してほしいというご請求がございましたので、今回の資料をご用意いたしました。

資料のほう、クリップ留めさせていただいております、全体の位置図が1枚目になっておりまして、残りが16枚の分割の位置図になってございます。クリップを外していただいて、1枚目を見ながら見ていただくと分かりやすいかと思っておりますので、両方見比べていただければ幸いです。

なお、当資料、令和2年10月31日時点での資料となっておりますので、11月1日以降に下水道へ接続していただいている場合がございますので、この資料の浄化槽になっておっても既に切り替わっておる場合もございますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

まず、1枚目の外していただいた資料をご覧ください。

先ほど申しましたように、四日市市全体を16枚の位置図で分割をさせていただいて、作成をいたしました。

右下の凡例をちょっとご覧いただきたいと思っております。16枚ごとに、下水道の供用開始区域を緑色で着色をしてございます。また、下水道の事業計画区域を赤で囲んでございます。合併浄化槽のほうを赤丸、単独浄化槽のほうを青丸でお示しをしております。

では、ホチキス留めとしております16枚の資料をちょっとご覧ください。

まず、1枚目でございます。1枚目につきましては、こちらが高見台という形になって

ございます。

2枚目をご覧ください。右下に番号が振ってございますので、見ていただければというふうに思います。

2枚目は、図面下の団地があかつき台になっておりまして、図面の下、中央部が八千代台、左のほうがあさけが丘という形でございます。

3枚目をご覧ください。3枚目、中央部に四日市ジャンクションがございまして、この上にありますのが伊坂台でございます。その右下が広永町、左側の集落が平津町、供用開始となっておりますのが平津町というところでございます。

4枚目をご覧ください。北側中央にあかつき台、その下に四日市大学が飛び地でございます。真ん中に白字で大きくありますのがキオクシアでございます。その下に、大谷台、坂部台、坂部が丘というところが続いております。

5枚目をご覧ください。ちょうど中央部が富田地区を中心に、上部が大矢知の東側、右側のほうが富洲原地区という形になってございます。

6枚目でございます。6枚目は環境学習センターが中央にございまして、その右側に桜町があるという状況でございます。

7枚目をご覧ください。7枚目は、中央が桜台、桜新町、桜花台という形になっておりまして、その上が智積町でございます。図面の右下が、川島町という状況でございます。

8ページをご覧ください。図面下左側が、三滝台の北側になってございます。図面中央の下側が尾平町、その上に三重団地、その右側が生桑町という状況になってございます。

9枚目をご覧ください。9枚目は、図面中央が羽津地区、その左側に東阿倉川、西阿倉川、海蔵地区の一部が入ってございます。その下のほうが、滝川町、本郷、末永町という状況でございます。

10ページをご覧ください。10ページ、図面の上部右側が別山団地でございまして、図面の中央が小林町と高花平ということになってございます。

11枚目をご覧ください。中央部が常磐地区、図面下側、右が日永地区、その左が四郷地区ということになってございます。

12ページをご覧ください。12ページは、ちょうど我々がおります四日市市役所を含めました中心市街地になってございます。

13ページをご覧ください。13ページ、図面上部中央が笹川団地、その右側が泊村、泊山、前田町、その辺りでございます。その下に小古曾町があるところでございます。一番下に、

采女町の北部が入っておるといところでございます。

14ページ、14枚目をご覧ください。14枚目は、塩浜地区を示してございます。一つ離れて海側でございますのが磯津でございます。

15枚目をご覧ください。図面中央部が、采女町と采女が丘でございます。その右側に、河原田町がある状況でございます。

16枚目がいわゆる今の楠町で、全体でございます。

内容としては以上ですので、ご確認をいただければというふうに思います。

○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

よろしいですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、ご意見もないようでありますので、この件につきましては、この程度とさせていただきます。

資料につきましては、この後、回収ということでよろしくをお願いいたします。

では、上下水道局につきましては、これをもちまして終了となります。ありがとうございました。

では、委員の皆さん、10分程度休憩ということで、15分再開でよろしいですか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

では、15分再開をお願いいたします。

11 : 05 休憩

○ 谷口周司委員長

では、休憩前に続きまして再開をさせていただきます。

議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費（関係部分）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 谷口周司委員長

それでは、審査順序に基づきまして、スポーツ・国体推進部の審査を行ってまいります。  
では、スポーツ・国体推進部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○ 森スポーツ・国体推進部長

スポーツ・国体推進部でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、補正予算のほうで、コロナ関連で機器の購入が1件と、これまで様々なイベント、事業を中止してきましたので、その減額の関係が5件、そのほかに、来年度の事業でございますけれども、今年度中に契約準備をしたいというものが、債務負担行為が5件ございます。都合11件の補正予算の審議をお願いいたしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

あわせて、その後で時間を頂戴いたしまして、四日市市総合体育館のトレーニングルームなんですけど、こちらの利用者のニーズも踏まえまして、利便性を高めるため、また利用率向上を図るために、区分利用というのを少し考えたいと思っておりますので、その辺りの説明をさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○ 谷口周司委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会といたしまして、議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）の審査を行ってまいります。

資料の説明をお願いいたします。

## ○ 樋口スポーツ課長

スポーツ課の樋口です。よろしくお願いいたします。

予算常任委員会都市・環境分科会資料についてご説明させていただきます。

資料につきましては、タブレット07、12月定例月議会、07都市・環境常任委員会、002スポーツ・国体推進部都市・環境常任委員会資料をお願いします。

よろしいでしょうか。

じゃ、説明に入らせていただきます。

資料18分の4をご覧ください。

新型コロナ対応、新型コロナウイルス感染症対策費について説明させていただきます。

四日市市総合体育館、中央第2体育館及び四日市ドームにおいて、新型コロナウイルス感染症対策としまして、検温アラームシステムを設置しようとするものでございます。四日市市総合体育館に4台、中央第2体育館に1台、四日市ドームに4台の合計9台を導入する予定でございます。

なお、設置場所につきましては、資料で場所を想定していますが、大規模大会等の開催時には、利用形態に合わせて配置を変える予定でございます。補正予算額として、585万円を計上させていただきました。

次に、資料18分5をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減額補正でございます。スポーツイベント実施事業のほか、5件合わせて2億3871万8000円を減額するものでございます。

スポーツ課が所管する業務について説明させていただきます。

資料18分の6をご覧ください。

スポーツイベント実施事業費でございます。

当初、市制施行123周年記念事業としまして、令和2年度の夏休みに、夏季巡回ラジオ体操を実施する予定でございました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、主催者により、全国41か所全ての会場で夏季巡回ラジオ体操の開催は中止となり、代わって、デジタル巡回ラジオ体操会が制作されることになりました。事業の変更により不用額が生じたので、262万2000円を減額させていただきます。

続いて、資料18分の7をご覧ください。



ハーフマラソン開催経費でございます。

四日市ハーフマラソン2021につきましては、令和3年3月7日の開催に向けて準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実行委員会において、参加者をはじめとした四日市ハーフマラソン2021に関わる人の安全、安心の確保が困難であるということから、開催の延期が決定されました。このことに伴い不用額が生じたので、4120万円を減額させていただきます。

次に、資料18分の8をご覧ください。

東京2020オリンピック・パラリンピック関係事業費でございます。

当初、令和2年に開催を予定していましたオリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、令和3年に開催が延期されたことから、今年度、本市で実施する予定であったオリンピック聖火リレーなどの関連事業を中止いたしました。このことに伴い、不用額が生じたので、130万円を減額させていただくものでございます。

スポーツ課所管の新型コロナウイルス感染症の影響による減額補正についての説明は以上でございます。

## ○ 長谷川国体推進課長

国体推進課、長谷川です。よろしくお願いいたします。

国体推進課所管分の説明をさせていただきます。

資料のほう、9ページをご覧ください。

東京オリンピック事前キャンプ等実施事業費についてご説明いたします。

こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本年度予定されておりました東京オリンピックが来年度に延期されたことを受けまして、カナダ体操チームの事前キャンプ実施に伴う経費を減額するものです。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、本年度開催予定であった2020体操ワールドカップ東京、豊田国際体操競技大会が中止されたことから、これらに合わせて実施予定であった交流事業の経費を併せて減額するものです。補正額としましては、2848万円の減でございます。

続きまして、三重とこわか国体・三重とこわか大会推進事業費をご説明させていただきます。

資料10ページをご覧ください。

こちらは、本年度実施予定であった軟式野球、カヌー・スプリント、自転車、サッカーの各競技別リハーサル大会を中止したことから、これらの実施経費を減額するものです。また、本年度開催予定であった、かごしま国体が令和5年に延期されたことから、本年度予定しておりました同大会の視察経費も併せて減額するものです。補正額としましては、1億6511万6000円の減でございます。

なお、先日中止しましたテニスの競技別リハーサル大会の開催経費については、2月定例会月議会にて減額補正をお諮りする予定でございます。

以上が新型コロナウイルス感染症の影響による減額補正でございます。

続きまして、債務負担行為のご説明をさせていただきます。

資料11ページをご覧ください。

こちらは、令和3年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けた準備を行うために、三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会への負担金について、令和3年までの債務負担行為を追加するものです。

内容としましては、来年度、本市において実施される8競技10種目の正式競技を円滑に運営するため、競技役員、競技補助員、ボランティア、市職員などの運営従事者が着用するジャンパー、帽子などの識別用品を作成するための経費となります。約5300人分の識別用品となり、数量が多いことから、本年度中に契約行為を行いたいと考えております。

なお、本年度執行額はゼロ円で、令和3年までの債務負担行為限度額の設定のみでございまして、設定額としましては3900万円を計上しております。

私からの説明は以上でございます。

## ○ 樋口スポーツ課長

スポーツ課の樋口です。

スポーツ課所管の債務負担行為等について説明させていただきます。

資料18分の12をご覧ください。

総合体育館器具レンタル経費でございます。

本市では、スポーツの振興やスポーツ交流による地域活性化などを図るため、全国規模の大会や国内トップレベルのリーグ戦などのスポーツイベントを誘致しております。この取組の一環としまして、令和3年6月に、四日市市総合体育館に第70回厚生労働大臣杯争奪全日本実業柔道団体対抗戦を誘致しております。このことに伴い、四日市市総合体育館

において、柔道大会の開催に必要な柔道畳を借り上げます。限度額として470万円を計上させていただきました。

続きまして、資料18分の13をご覧ください。

総合体育館スポーツ教室事業業務委託費でございます。

子供から高齢者まで幅広い世代の方に、運動、スポーツに親しむ機会を提供する教室を実施するものでございます。これまでご好評をいただいております卓球などに加え、子供を対象としたキッズダンスやご高齢者を対象としたスローエアロビックなどを開催する予定でございます。限度額としまして、1390万円を計上させていただきました。

次に、資料18分の14をご覧ください。

総合体育館自家用電気工作物保安管理業務委託費でございます。

電気事業法に基づく法定点検を行うため、四日市市総合体育館及び中央緑地内にある運動施設等の自家用電気工作物の保安管理業務を委託するものでございます。限度額としまして、159万5000円を計上させていただきました。

最後に、資料18分の15をご覧ください。

総合体育館一般廃棄物収集運搬業務委託費でございます。

四日市市総合体育館から排出される事業系一般廃棄物を収集し、四日市市クリーンセンターまで運搬する業務を委託するものでございます。限度額としまして、64万1000円を計上させていただきました。

以上がスポーツ課所管の債務負担行為でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

## ○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら、挙手にて発言を願います。

## ○ 加納康樹委員

18分の12、四日市市総合体育館の畳のレンタルのところでは。

私も武道系、そんなに詳しくないのでよく分からないんですが、それなりの実業柔道の最大の大会ということなので、借りる柔道畳というのも結構特殊なもの、ちゃんとした規格に合ったものを予定されているということによろしいんでしょうか。

○ 樋口スポーツ課長

借り上げる柔道畳につきましては、これは、これまでも大会で実績のあるものを借りていこうというふうに考えております。

○ 加納康樹委員

なので、今回は借りるし、遅滞なくするためにした債務負担行為かと思うんですけど、前の決算のときも聞いたと思うんですが、そういうふうな、ちゃんと規格のものじゃなくて、各それぞれの武道団体さんが練習するためのようなものの畳を常設するというお考えというのは、やっぱりないんでしょうか。

○ 樋口スポーツ課長

常設、まず比較をさせていただきました。畳代で購入すると3000万円を超える畳ということで、それが年1回の利用としましても、畳代だけでも400万円弱かかってしまう。それに加えて、実際は、その畳を維持するためにクリーニングとかする必要もございまして、当然、それを置く倉庫なんかも必要となるということで、経費がいろいろかかってくると。そういうことで、現段階においてはレンタルが一番好ましいのかなと。

○ 森スポーツ・国体推進部長

加納委員おっしゃっていただいたのは、こういった正式な畳ではなくて、武道系の、例えば多目的室で使えるようなマットのことだと思うんですが、これについては前向きに検討しておりまして、ただ、こういったものが必要であるか、こういったものが利用者の方のニーズに合うかというのは、今ちょっとサウンディングしておるような状況でございまして。その内容に応じて、今後、検討を前へ進めていきたいと思っております。

○ 加納康樹委員

もう部長おっしゃったとおりで、多目的室で練習のというのが意図でありますので、ぜひ今後とも前向きにご検討ください。よろしく申し上げます。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

簡潔に教えていただければ結構なんですけれども、11ページの三重とこわか国体・とこわか大会で帽子、ジャンパーを作る債務負担行為なんですけれども、これは競技ごとに違う帽子とかジャンパーなのか、それとも1種類で何着ぐらいを作る予定で債務負担行為を出されるのか。

○ 長谷川国体推進課長

国体推進課、長谷川です。

識別用品のほうは、役職が一目で分かるように色別、競技役員、競技補助員、競技会補助員とか、ボランティアとか、それぞれどういった職務の人が一目で分かるように識別するという目的で作らせていただきます。

○ 伊藤嗣也委員

つまり、帽子もジャンパーも同じでしょうか。

○ 長谷川国体推進課長

帽子も色を変えて、役職ごとに色を変えて作らせていただこうと思っています。

○ 伊藤嗣也委員

帽子幾つの何着ぐらいですか、大体でいいんですけれども。

○ 長谷川国体推進課長

今、約5300人分を用意しようと考えています。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

○ 谷口周司委員長

他に。

○ 山口智也委員

この前、管内視察に行かせてもらったときに、四日市市総合体育館で卓球をされていたり、エアロビクスみたいのをされていたりということで、非常に皆さん利用されているんやなというのを見せていただいたんですけれども。

今回、これ、卓球とか弓道とか、様々なキッズダンスとか、ストレッチとかってありますけど、こういうのというのは、市民のニーズとかバランス、需給バランスというか、その辺はしっかり調査して、こういうのを設定されているのかというのをちょっと教えてください。

○ 樋口スポーツ課長

これまでも、中央体育館でもそういう教室なんかをやってございました。そのときのニーズを踏まえて、人気のあった卓球なんかはしていますし、今から高齢者とか幼児、それとか、働いてみえる方にも対応した教室をちょっと増やしていきたいというふうに考えております。

○ 山口智也委員

しっかり市民のニーズを捉えてもらって、逆に、ニーズが多かったら、思い切ってもっと回数を増やしていくとかというのも検討してもらいたいなというのと、あと、もう一つは、今回、これ、限度額で1390万円ということなんですけれども、1年間で、この辺の経費と、あと受益者負担というかな、受講料、この辺のバランスというのはしっかり取れているのか。受講料というのはどういうふうに設定しているのかということ、その辺少し知りたいなと思うんですけれども。

○ 樋口スポーツ課長

受講料につきましては、これまでの価格等を参考にしながら設定しております。大体10回を1コマとして、四、五千円の単価で今考えております。

○ 山口智也委員

民間のいろいろ教室なんかでも、このぐらいやったらバランス取れているのかとは思

んですけれども、市内、広いものですから、なかなか来たくても来れない人とかというのも多くて、そういう人たちにも説明のつくというか、税金を投入してでもやっているというのが説明のつくような、そういった受益者負担というか、そういうところもしっかり見ながら設定していったほしいなというふうに感じました。

以上です。

#### ○ 小林博次委員

ちょっと関連させてもらいます。

四日市市総合体育館でも100億円超えて投資したわけやわね。そこを使っていただくいろんな種目があるんやけど、全国ネットの大きな大会を誘致するということやから、これ、投資に見合う、設備投資に見合う、そういう使用料をもらっているの。その辺はどんなふうになっているの。

#### ○ 樋口スポーツ課長

使用料につきましては、これで全てのイニシャルコストとか、ランニングコストがペイできるものでございません。近隣というか、類似の施設なんかの料金表を見ながら、それに基づいて設定をさせていただいておるのが現状でございます。

#### ○ 小林博次委員

全てそれで費用を賄えと言うておるわけじゃないんやけど、やっぱり血税を使うわけやから、当然、それ相応の使用料をもらわないと、例えば名古屋圏はスポーツ施設が少ないので、四日市市のスポーツ施設、ドームでも随分使われるわけやな。それはええんやわ。ええんやけど、よその市民のために四日市市民の血税を導入するというのは、いささかどうかなと。だから、全部元を引けよとは言わんけど、その辺やっぱり見合うようなことをしていかないと若干まずいと違うかなという気がするので。

一遍、ざっとそこに入れたやつを出してくれませんかね、多分やっていないと思うので。やってみて初めて次の投資どのぐらいしたらええのかというのが整理つく。

#### ○ 森スポーツ・国体推進部長

まず、四日市市総合体育館については、造る前、条例……。

○ 小林博次委員

四日市市総合体育館だけじゃなくて、ほかの施設もあるので、テニス場とか、サッカー場とか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

そうですね。

○ 小林博次委員

野球とか。

○ 森スポーツ・国体推進部長

このスポーツ施設の使用料については、まずは、ランニングコスト、いわゆる維持管理費を受益者で見ていただくというベースで計算をしております。それで出た、試算で出た金額を現状の近隣施設とかと比べてみたときに、ほとんどは高くなり過ぎで、受益者の激変緩和で、次には、近隣の施設なんかを見ながら、そこで調整をしていくという形で、結果としては維持管理費を見れないような状況に——3倍とかになってきますので——なっ  
てまいります。

それを、実は、この新しく施設ができる前の段階で、こちらの委員会の協議会でそういった流れを説明させていただいておりますので、その当時の資料がございますので、またそれを提供させていただくことでよろしいでしょうか。

○ 谷口周司委員長

はい。

○ 小林博次委員

それが来る前から聞かせてもらっておるけど、やっぱり全体でどんなことになるのか、こういうことはちゃんと聞かせてもらっていないので、そっちを聞かせてくれませんか。

○ 谷口周司委員長



全体で出ますか。

○ 小林博次委員

そうそう。設備を造ったときから、その設備を50年ぐらい使ってくるとか、何かいろいろ物差しはあるやろう。どれぐらいのコストがかかるのか、どれぐらい使っていただくのか、その辺りをちょっと数字で見たいもんで。

○ 森スポーツ・国体推進部長

整備した施設を耐用年数で、例えば50年間で管理費がどれぐらいかかって、それに対する利用が幾らで、人数掛ける使用料という形の比較といったところでよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

そうね。それは市民自治基本条例の基本理念に入っておるわけやで、やっぱりきちっと対応したほうがいいと思うよ。

それから、もう一つ、中央緑地が特に顕著なんやけど、緑がますます減っていった。商工農水部長の2回目の答弁は、緑を増やしたというけど、四日市は緑、全体減っておるんやわ。この前の市長答弁も、中央通りで緑が増えるというけど、何本木を増やせるかね。

だから、全体で減っていくというのはまずいので、やっぱり……。

○ 加納康樹委員

小林委員、それ、スポーツ・国体推進部にかわいそうですよ。

○ 小林博次委員

いやいや、だから、これ、スポーツ施設を造って減らしておるわけやから、そういう代替をやっぱり提案してもらおうというようなことをやらないとまずいのではないのかなというふうに思っているの。

ここで質問が駄目なら、別の機会に質問しますけど。

○ 谷口周司委員長

取りあえずご意見。いいですか、部長。

○ 森スポーツ・国体推進部長

従前から、そういったご指摘をいただいて、あそこの緩衝緑地という中で木が減ってきておるといのは十分認識をしておるところでございます。

なかなか私どもの部局で、新たにそういった緑を増やしていくという施策が打ちにくいところではございますが、この辺は、全庁的に緑を増やすという視点も持ちながら、様々な事業を展開していく、その一つが、都市整備部の中央通りのことでありましょうし、商工農水部でいえば、いわゆる工場緑地について、企業の皆さんにある程度お願いをしていくというようなところもあるかと思えます。

そういう視点で、全庁的に連携をしながら取り組んでいきたいと思えます。

○ 小林博次委員

そうすると、あなた方のほうから他部局へそういう要望をしているわけ。聞いていないけど。これからする。

○ 森スポーツ・国体推進部長

正式に要望をというところではございません。ふだんの話合いの中で話をしておるところでございますので、今後、必要に応じて、そういった依頼といいますか、いろんな事業を考えているときに、私どもがスポーツ施設を造ったことによって減った緑というところへの認識を持って取り組んでもらうということは、また何かの場でお話しをさせていただきたいと思えます。

○ 小林博次委員

了解ね。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にご質疑もないようでありますので、質疑はこの程度とさせていただきます。  
討論ございましたら、挙手にてお願いいたします。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより、分科会としての採決を行ってまいります。  
全体会審査に送るべき事項につきましては、採決の後に確認をさせていただきたいと思  
いますので、お願いをいたします。

では、反対表明もございませんでしたので、簡易採決により行いたいと思います。

議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、1条歳入歳出予算の補正、  
歳出第2款総務費、第1項総務管理費（関係部分）、第2条債務負担行為の補正（関係部  
分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべき事項につきましては、いかがでしょうか。なしでよろしかったですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、全体会送りもなしということを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、  
第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費（関係部分）、  
第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決  
すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

では、それでは、審査順序に基づきまして、都市整備部の審査を行ってまいります。

では、都市整備部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 稲垣都市整備部長

よろしく申し上げます。都市整備部でございます。

今議会ですけれども、台風や集中豪雨に係る経費の増、あるいは新型コロナウイルスの影響に関わりまして事業が遅れているものがございます。それに対応する補正予算をお願いしてございますので、よろしく申し上げます。

それ以外に付託の議案、さらに4件の協議会、所管事務調査が1件、さらに2件の報告事項ということで盛りだくさんのお願いをしております。

各担当者から順次説明をさせていただきますけれども、簡潔にまとめた説明に努めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

第8項 住宅費

歳出第11款 災害復旧費

第1項 土木施設災害復旧費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

## ○ 谷口周司委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会といたしまして、議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）の審査を行ってまいります。

では、資料の説明をお願いいたします。

## ○ 伴都市整備部理事

理事の伴でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年12月定例月議会の補正予算の都市整備部に係る部分についてご説明をさせていただきます。

資料のほうは、コンテンツ一覧07、12月定例月議会の07都市・環境常任委員会、こちらのほうの209補正予算資料（都市整備部）でございます。よろしいでしょうか。

それでは、資料のほうのまず3ページをお願いいたします。

令和2年12月補正予算総括表となっております。

この総括表は、一般会計補正予算（第7号）における都市整備部所管のものをまとめたもので、支出科目ごとに予算額、8月補正後の予算額、今回お願いいたします事業費補正額、人件費補正額、そして、補正後の予算額、対予算額比を記載しております。

なお、人件費の補正につきましては、別に総務分科会でご審議をいただきますので、説明を省略させていただきます。

今回の補正では、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路維持費で3000万円の増額補正を、同じく目、道路新設改良費で2億8658万円の減額補正を、項、交通安全対策費、目、交通安全対策総務費で600万円の増額補正を、項、河川費、目、河川総務費で1000万円の増額補正を、項、住宅費、目、住宅管理費では3676万5000円の減額補正を、次に、款、災害復旧費、項、土木施設災害復旧費、目、道路橋梁災害復旧費で3000万円の増額補正を、同じく目、河川災害復旧費で1750万円の増額補正をそれぞれお願いするもので、これらを合わせまして、表の12月補正の内容の事業費補正額の欄、Cのところでございますが、こちらが一番下の総計にありますように2億2984万5000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、資料4ページをご覧ください。

令和2年12月一般会計補正予算概要になります。

ここでは予算科目別の事業名ごとに補正前、今回補正額、補正後の金額及びその理由を

示しております。

次に、5ページをお願いいたします。

令和2年12月債務負担行為概要になります。

上の表には西阿倉川62号線交差点改良工事費ほか1件を、中段の表には施設保守管理委託費等に要する経費として地下ポンプ場設備保守点検業務委託ほか5件を、下の表には業務・事務処理委託等に要する経費として放置自転車等移送業務委託を記載しております。

それでは、各事業につきましては、それぞれの各担当課長より説明をさせていただきます。

## ○ 山田道路維持課長

道路維持課、山田でございます。

それでは、個表に沿ってご説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

道路維持修繕費でございます。

道路及び道路附帯施設を修繕し、適切な維持管理を図ることで、安全、円滑、快適に通じることができる道路環境を保つことを目的としております。

今回、令和2年9月6日に九州の西を通過した台風10号や、その後、10日から11日にわたり秋雨前線の活発化により発生した集中豪雨、また、さらに10月9日から10日にかけて太平洋沿岸を通過した台風14号により発生した豪雨によりまして、市内の各所におきまして、路面破損などの被害が発生いたしました。

これらの復旧工事を行うために2000万円を、また、昨年度のり面崩壊のあった坂部台1号線において、現在工事中ではありますが、のり面が損傷している箇所におきまして、安全対策に係る工法検討を行うべく1000万円の増額補正、合計3000万円の増額補正をお願いするものでございます。

補正後の予算額は7億5900万円でございます。

資料下の写真左側は、西浦2丁目及び堀木2丁目の通称西浦通りにおきまして、東側車線が約20mにわたり舗装が剥がれた状況でございます。

写真右側が山之色町の市道において倒木があり、片側車線を塞いだ状況でございます。

その他市内41か所におきまして、同じような舗装の損傷や障害物の散乱などによる交通障害が発生いたしました。

なお、今回被災した箇所におきましては、既決予算を流用いたしまして復旧工事を行ったところでございます。

ただし、西浦通りの舗装の破損箇所につきましては、現在仮復旧を行った状態でございます。本復旧につきましては、来年度当初予算で予算要求を行い、対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、ちょっとページを飛ばさせていただきます。18ページをお願いいたします。申し訳ありません、お願いいたします。

地下ポンプ場設備保守点検業務委託、債務負担行為でございます。

台風等の大雨時の道路冠水被害を未然に防ぐため、アンダーパス等に設置された市内13か所の地下ポンプ場の保守点検を委託するものでございます。債務負担行為限度額といたしまして280万円をお願いするものでございます。

また、現在の保守点検業務委託が令和2年3月31日までとなっておりますことから、委託期間の空白期間をなくし、令和2年4月1日から保守点検業務を行えるよう、期間を令和2年度から令和3年度までというふうをお願いしております。

写真は河原田環状1号線とそのポンプ施設でございます。

道路維持課からは以上でございます。

## ○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは、資料7ページの産業支援・生活拠点道路整備事業費、12ページの土木災害復旧事業費（道路復旧）、そして、債務負担行為として、15ページの西阿倉川62号線交差点改良工事費につきまして説明をさせていただきます。

まず、7ページをお願いいたします。

産業支援・生活拠点道路整備事業費でございます。

この事業は、舗装の劣化が進んでいる幹線道路の再舗装や渋滞が発生している交通ネック箇所の改良を進めるものでございます。今回は、このうち交通ネック箇所の改良として交差点改良を進めております西阿倉川62号線と赤堀小生線につきまして減額補正をお願いするものでございます。

この二つの路線では、工事請負費のほか、用地取得費や建物補償費などを令和2年度予算に計上しておりましたが、新型コロナウイルスによる用地交渉の自粛などの影響により、

用地取得に遅れが生じております。この用地取得の遅れにより、西阿倉川62号線では、準用河川堀川に架かる橋梁の橋台2基のうち、橋台1基の整備に着手をすることができなくなったことから、この橋台1基の整備に係る事業費8000万円を減額するものでございます。

また、赤堀小生線では、令和2年3月に用地境界立会いを実施した後、令和2年度には用地買収及び建物補償などを予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止をするため、用地境界立会いを延期させていただきました。

その後、令和2年5月の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域が変更されたことを受け、ようやく令和2年7月から用地境界立会いを実施することができましたが、この用地境界立会いの遅れにより、今年度予定をしておりました用地買収及び建物補償のうち、契約が翌年度以降になる事業費2億658万円を減額させていただくものでございます。これらの補正による金額は記載のとおりとなっております。

次に、資料を進めていただき、12ページをお願いいたします。

土木災害復旧事業費（道路復旧）でございます。

この災害につきましては、さきの8月定例会議会の当委員会で報告をさせていただいたところでございますが、令和2年7月8日の集中豪雨で市道坂部台1号線の道路のり面が崩落したものでございます。今回の補正は、崩落の誘因となりましたのり面に滞留した地下水を排水するための排水管設置や、崩落したのり面の再盛土の費用として、9月28日の国の災害査定で国庫補助事業として採択をされました1171万3000円を災害復旧補助事業費に、また、測量調査設計業務に係る費用1828万7000円を災害復旧単独事業費とし、総事業費3000万円の増額補正をお願いするものであります。

なお、この復旧工事につきましては、既決予算を活用させていただき工事発注を行っており、11月16日に受注者と契約を締結させていただいております。

次に、資料を進めていただき、15ページをお願いいたします。

西阿倉川62号線交差点改良工事費の債務負担行為でございます。

この工事は先ほどの産業支援・生活拠点道路整備事業費の中で説明をさせていただきましたが、新型コロナウイルスによる用地交渉の自粛により用地取得が進まず、橋梁の橋台1基の整備に着手することができませんでした。

このように、新型コロナウイルスの影響で工事に遅れが生じておりますが、早期に渋滞緩和を図るため、残る橋台1基と橋梁上部工、そして、道路改良工事を一括発注することで工期の短縮を図るものとし、令和4年度までの債務負担行為をお願いするものでありま



す。

この債務負担行為の限度額は3億2000万円とし、期間は令和2年度から令和4年度まででございます。

資料16ページには、今後のスケジュールと完成後の道路形態を示した平面図を添付しております。

今後のスケジュールといたしましては、今回債務負担行為の承認をいただきましたら、工事の入札手続を進め、令和3年5月に仮契約を行った後、令和3年6月定例会議会におきまして、工事請負契約締結の議決をお願いしたいと考えております。

この工事につきましては、令和3年10月から現場着手し、令和5年3月末の完成を目指してまいります。

なお、この西阿倉川62号線は、現在も用地取得に努めておりますが、一部交渉が難航しているところもございます。工事発注時点で交渉が難航し、用地取得ができない場合は、早期の交差点改良を図るため、この用地に影響がない形態による暫定整備を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

## ○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

道路管理課の石田でございます。

私のほうからは補正予算1件と債務負担行為3件をご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、8ページをご覧ください。

高齢運転者安全対策事業補助金に関する補正でございます。

交通安全の確保を目的に、高齢運転者が所有する車両へのサポート機能の導入を促進いたします。高齢運転者安全対策事業補助金を令和2年度に実施させていただいておりますけれども、当初の想定より補助件数の増加が見込めることとなったため、増額補正をお願いするものでございます。補正額が600万円、補正後の予算は2620万円となります。

次に、少し飛びますが、22ページをお願いいたします。

ここからは債務負担行為となってまいります。

まず最初、22ページですが、自転車等駐車場管理清掃業務委託でございます。

市内29の駅の自転車等駐車場におきまして、自転車等の整理、清掃を行うものでござい

まして、補正予算額は1487万円としています。

次に、23ページお願いします。

駅前公衆便所清掃等業務委託です。

近鉄四日市駅前、これはあすなろう四日市駅ホームの東に位置する公衆便所でございますけれども、それと、塩浜駅西口にございます公衆便所の清掃をお願いするものでございます。補正予算額は116万2000円としております。

最後に、24ページでございますが、放置自転車等移送業務委託です。

これは、市内の駅前や路上に放置された自転車を保管場所へ移送するものでございまして、補正予算額は66万6000円とさせていただきます。

私のほうからは以上です。

## ○ 早川河川排水課長

河川排水課、早川です。よろしくお願いたします。

資料戻りまして、9ページをお願いいたします。

河川等維持修繕費です。

9月6日の台風10号の豪雨により被害を受けました河川・排水路の修繕を行うものであります。土砂の流出により破損した施設の修繕や堆積した土砂を撤去し、治水機能を保全するものです。修繕費用として、12か所、1000万円の補正をお願いするものであります。

資料下段には、準用河川名前川と山城町の排水路の写真を示しております。

次ページの10ページには、それぞれの箇所的位置図と被害の状況を一覧表で示しております。

続きまして、資料13ページをご覧ください。

土木災害復旧事業費（河川復旧）でございます。

こちらについては、河川護岸や水路の崩壊等の災害を受けた施設の復旧を行うものであり、土木災害復旧事業費として2か所、1750万円の補正をお願いするものであります。

資料下段には、普通河川江田川と尾平町の排水路の写真を示しております。

次ページの14ページには、それぞれの箇所的位置図と被災の状況を一覧で示しております。

私からの説明は以上でございます。

## ○ 小田市営住宅課長

市営住宅課の小田でございます。よろしく願いをいたします。

資料戻っていただきまして、11ページをお願いしたいと思います。

私からは、まず、市営住宅整備事業費の補正につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正の内容につきましては2点ございまして、まず1点目が、令和元年12月に発生をいたしました内部泉市営住宅の火災によりまして、住戸の一部が焼失した状態になっており、その復旧工事を行うものでございます。

2点目は、国庫補助金の内示額に合わせまして事業費の減額補正を行うものでございます。

事業の内容といたしましては、老朽化してきております配水管の改修工事、外壁や屋上の防水塗装工事でございます。国庫補助を使いながらできる限り進めたいということで、一定規模の工事費を確保するため、一般財源の増額をお願いしております。

補正金額につきましては、これらを合算いたしまして3676万5000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、資料17ページをお願いしたいと思います。

こちらは、市営住宅テレビジョン受信環境提供業務委託費の債務負担行為でございます。

市営住宅のテレビジョン受信につきましては、アナログ放送から地上デジタル放送に切り替わりました平成23年7月に株式会社CTYと契約を交わしておりまして、来年の7月にその期限を迎えることとなります。そのため、新たにテレビジョン受信環境の提供につきまして、10年間の委託契約を行いたいと考えてございます。

今回のテレビジョン受信環境の提供につきましては、今現在はケーブルテレビでございますが、そのみではなく、インターネットにより受信環境を提供する事業者、あるいはアンテナを設置して受信環境を提供する事業者などの参入も想定いたしまして競争入札を予定しております。ですので、新規事業者が落札された場合には、ある程度準備期間が必要になってまいりますので、今回の議会に計上をさせていただいた次第でございます。

債務負担行為といたしまして、限度額は3000万円とさせていただきます。令和13年度までを予定しております。委託料の支払い自体は令和3年度から毎年払いを考えておりまして、令和13年度までということになっております。

以上でございます。

## ○ 村田市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の村田です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは債務負担行為3件をご説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

都市公園施設総合管理業務委託でございます。

総合公園である南部丘陵公園など、規模の大きな公園を中心とした12公園において、除草、中低木の刈り込み、清掃、巡回点検を行う業務管理を委託し、利用者の安全を確保するとともに、快適な公園利用の確保に努めるものでございます。

債務負担行為の限度額といたしまして6370万円でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

都市公園等施設管理業務委託でございます。

市内の497か所の公園や街路樹の適正な維持管理を行うため、年間を通じ、簡易な樹木の剪定や伐採、除草、公園施設の修繕等を行う管理業務を委託し、利用者の安全を確保するとともに、快適な公園等の利用の確保に努めるものでございます。

債務負担行為の限度額といたしまして7870万円でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

都市公園等施設管理業務委託、除草清掃委託でございます。

中心市街地における都市計画道路である中央通り、三滝通り、末広新正線及び周辺の10の公園において、年間を通じ除草清掃等を行う管理業務を委託し、安全で美しい町並みの確保に努めるものでございます。

債務負担行為の限度額といたしまして2460万円でございます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

## ○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

なお、ちょうどお昼となりましたので、質疑につきましては再開後ということをお願いいたします。

午後1時でよかったですか。では、再開は午後1時でよろしくお願いいたします。

12:09 休憩

○ 谷口周司委員長

では、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き進めてまいります。

では、説明をいただきましたので、これよりは質疑に入りたいと思います。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 森 康哲委員

資料の16ページの西阿倉川のところの配置図があるんですけども、これ現道も活用した形になっているんですけども、この現道は左折専用なのか両方向行けるのか、ちょっと確認なんですけど。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

委員からは、市道西阿倉川万古線の左折右折というご質問いただきました。

この平面図で見ていただきますと、ちょうど三つ車線がありますが、真ん中のところが右折レーンができるようになりまして、西阿倉川62号線の左側でいきますと、一番下、堀川寄りのほうが直進と左折の方向で進めるような形になっております。

○ 森 康哲委員

現道のほう、残るほう。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

現道のほうにつきましては、基本的に今のそのままの道路形態を利用いたしますので、一旦停止になるのか、そういうような形で出ていただくような形になると思います。

○ 森 康哲委員

止まれって書いてあるもので、交互通行になるのか、もう左折だけできるようにするの

か、その辺はまだ決まってないかな。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤です。

今、委員からは、西阿倉川万古線と表記している下のほうから新しい道路へ接続する部分の止まれというところによろしかったですかね、ではなくてですか。

○ 森 康哲委員

右岸側橋台という右の字の左側、ちょうど真ん中の。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

止まれという文字が書いて、西阿倉川62号線が接続するところがございますかね。

○ 森 康哲委員

そうです。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

ここは特に右折帯とかというところではなくて、ここで一時停止していただいて、右折車は右折をしていくような形になりますし、左折の方は左折するよう形になってくると思います。

○ 森 康哲委員

現道の使い方なんですけれども、これを見る限り、ここからもし出てくる車があると、すごく危ないような気がするんですが、その辺の整理は。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

申し訳ございませんでした、すみません。

この止まれの部分につきましては、すみません、この平面図でいきますと、上から西阿倉川62号線への進入路ではなくて、阿倉川野田線のほうから上へ向かって入っていく吸い込みだけの道路になります。申し訳ございませんでした。

(発言する者あり)

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

すみません、道路建設課、伊藤です。大変失礼いたしました。

ちょうどこの接続部分につきましては、この止まれのところ、もしこちらから出てくる車があるということであれば、左折専用になります。こちらの平面図で書かせていただいております。全部のラインが入ってございますので、右折というよりも左折専用の形になるのかなというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

そうであるなら、こんな道を左折する車がここへ入ってくるのは非常に考えづらいんですけど、西阿倉川万古線の万古の古の字のほうから下向いて入っていくわけですね。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

今委員からご指摘をいただきましたこの取付け道路、今の現道でございますけど、この利用をする方は堀川の右岸側、当然田んぼがまだございますので、こちらを利用される方が当然この道路を利用されるというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

それであるなら、農道だけの利用者のためにここを使うということになるので、非常にこれは、南から北へ行く車が左折してくる車と非常に正面衝突する危険もあると思うので、この辺は検討してほしいし、以前からの現道の使い方ですね。西阿倉川富田線を整備したときの今現在残っている白地の部分、市道西阿倉川万古線の古の字の北側の、ここはもう通行止めになっているわけですよ、現在は。

だけど、道としては北側へ抜けていく形しか利用はされてないと思いますので、この辺の使い方も含めてもう一度検討したほうがいいと思うんですけども、その辺の考え方はどうですかね。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

森委員のほうからは、今の現道の利用ということでご質問いただきました。

今ご指摘いただきましたこの現道の部分については、堀川のところで、基本的に今ご指摘いただきました今の白地の現道と同じような形で、車両は基本的に通行止めするような形になりますので、ここの交差点で交互で抜けていく車は基本的にないものと考えております。

それと、今吸い込みのところの交通安全というか安全対策ということでご指摘をいただきました。この辺につきましては、整備に当たるまでにきちっと公安委員会とも協議を行いながら、事故のないような形で整えていきたいというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

最後に、現況でもそうなんですけれども、北から南でTの字になっているからかなり渋滞が発生してるから、今こういう形に変えようと、交差点改良することなんですけれども、現在右折車がかなりいて、右折レーンが足りない状態、これを見ると、その辺も改良はされないのかなと、右折レーン自体の長さをね。この辺は検討もされたんですかね。

今よりも長くなるのか、現状のままなのか、その右折レーンの距離は。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

今委員からは西阿倉川62号線の北から南へ来る車の右折の滞留長のご質問をいただきました。

すみません、具体的に今が何mで、次が何mという数字はちょっと今即答できませんけれども、基本的にはこの交通量に応じた右折滞留長を整備していくというふうに考えております。

それと、今ここの渋滞につきましては、変則交差点というところで、この西阿倉川62号線と西阿倉川万古線、それと、阿倉川野田線と西阿倉川万古線、二つの信号の中で青信号の現示が三つ今あります。これ十字交差点にすることによりまして、現示が一つ減って二現示になるということで、非常にここの信号待ちする車の時間というのが減るということで、交通の渋滞対策には非常に効果があるものというふうに考えております。

以上でございます。



○ 森 康哲委員

大いに期待するところなんですけれども、今現在の車の進行方向を見ると、右折レーンにいる車は、真っすぐ行く車と右折と両方車がいるもので、滞留の長さが今足りないのかなと思うんですけれども、これが十字路交差点になることによってどのように交通量が変わるのか、これもしっかり調査していただいて、滞留の長さを検討していただきたいと思います。要望にとどめます。

○ 谷口周司委員長

ちなみに、すみません、一つ確認させてください。

現道のあるところの信号も残していくんですか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

委員長からご質問いただきました。

ちょうど今この阿倉川野田線と西阿倉川万古線の信号ということですかね。

こちらについては、この信号自体はもうなくしまして、この十字交差点の信号のみとする予定でございます。

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

他に。

○ 山口智也委員

西阿倉川62号線で1点だけ確認なんですけれども、スケジュールのことでお聞きしたいんですが、この部分については、コロナ以外でも一部用地買収で難航しているというご説明があったと思うんですけれども、ただ、供用開始が令和5年度というところは変わらないという理解をしておけばよろしいのでしょうか、今のところのスケジュールでいくと。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

委員からはスケジュールについてご質問いただきました。

西阿倉川62号線につきましては、コロナウイルスの影響で用地交渉が思うように進まないということで、当初の予定よりも1年は遅れるような形になります。

ただ、今回債務負担行為で一括発注させていただくことで、分割で今のような発注をするよりも、おおむね半年程度は早く供用ができるかなというところで、今回こういった債務負担行為をお願いしておるというところでございます。

すみません、基本的には令和4年度末、令和5年3月ですか、これで完成をする今計画でございます。

#### ○ 山口智也委員

分かりました。

先ほど説明の中で、さらに難航していった場合に暫定でやっていくんやという説明があったと思うんですけども、それはどういうことですか。

#### ○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

今現在この西阿倉川62号線の交差点改良に当たっては、今用地交渉も並行して進めています。

ただ、一部現道との接続部分付近で少し用地取得が遅れております。それを、最終的には今この示している形の整備を目指していきますけれども、今用地取得のめどがなかなか立ちづらいところで、この事業を幾らでも延ばすわけにはいけませんので、まず、今用地が取得できないところに影響のない範囲で、少し暫定形の形をもって、まず、交差点改良を進めると、その後、用地交渉は当然進めさせていただきますので、将来はこういった形になっていくのかなというふうに考えております。

#### ○ 山口智也委員

どっちにしても、どういう形になっても、令和5年度のスタートというのは変わらないということですね。分かりました。

それから、関連して赤堀小生線についてもお聞きしたいんですけども、これはもうそういうことではなくて、単純にコロナの影響だけで影響しているということで理解してい

るんですけれども、こちらのスケジュールとしては何年度の供用開始、今のところで順調にいくというところで。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

赤堀小生線につきましても、委員からご指摘いただいたとおり、新型コロナウイルスの関係で用地取得に係るスケジュールが全体的に遅れてきております。

そういったことで、供用については、今までは令和5年度末を目指して頑張っておりましたけれども、全体的なスケジュールの遅れで少し道路の完成時期も1年程度遅れるのかなと、ただ、この新型コロナウイルスについても、まだ今後第3波というところが今来ている中で、ちょっとこの状況によっては多少また延びる可能性がありますけれども、何とか早く整備をして、少しでも供用、早くしていきたいというふうには考えておるところでございます。

○ 山口智也委員

コロナの状況によってまだまだ不確定なところがあるということですが、どっちにしてもこの両方については、ネック箇所の解消について大変重要な工事でありますので、市民全体もそうですけど、特に地域住民の状況というか、スケジュールなんかも含めてしっかり伝えていっていただきたいなというふうに思います。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

今委員からご指摘いただいたとおり、市内の主要な幹線道路の中の渋滞区間ということですので、私たちも早く整備するように努めてまいります。

特に用地取得に多少コロナの影響で遅れがありますが、少しでも早く皆さんに供用していただくように、例えば一定区間の用地が購入できたところについては、その部分について工事発注していくような工夫もしていく必要があるのかなというふうに今考えておりますので、これから頑張りたいというふうに考えております。

○ 井上 進委員

委員長、続けてよろしいですか、関連で。

すみません、ちょっと関連でお伺い、先ほどからコロナの影響で用地取得の交渉が遅れておるといふうに、これ用地交渉の自粛というのが出ておったんですか、その辺が私分からんもんでちょっとお伺いしたいんですが。

#### ○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

用地交渉の自粛といいますと、これ、国のほうから事務連絡という形がございまして、令和2年4月8日時点で、用地の境界立会いは、やむを得ない場合に限って実施する場合は少人数でせえというような事務連絡が出てございました。

先ほど説明させていただきました令和2年5月の事務連絡ではこれが少し緩和をされまして、土地の境界立会いをする場合は少人数で時間をあけて実施せえということで、このやむを得ずという文面がなくなったところで、やっと私らも令和2年7月から用地境界立会いが実施できるようになったというところでございます。

#### ○ 小林博次委員

関連で、コロナで遅れる、遅れるというようなことでやっていくと、予算みたいなのがあってもなかっても一緒のことになるんで、やっぱり決めた予算きちっと執行するのはあんた方の責任やろ。だったら、知恵を絞ってどうやってしたらできるのかということを示さなあかんよ。成り行き任せで遅れますなら、担当課長も要らん。そここのところはやっぱりきちっとしておいたほうが僕はええと思うので。

それと、これ、ここの交差点改良をするとかなり流れがよくなるなというふうには推測する。ところが、この市道西阿倉川62号線、もう慢性的に渋滞しているわけで、ここを改良しただけで流れがよくなるなんていうのは思いにくいんやわ。ここにたまるほうは確かに少しよくなる。

何が言いたいかというと、ここに、例えば東西が市道西阿倉川万古線というんかな、ここに、例えば南側から喫茶店とかアパートとかある、これが全部ここへ出てくるわけ。ほかに抜ける道があって接道してないから通りようがない。だから、ここだけ改良するということも大事やけど、その通り側へもきちっと改良していくと全体の流れが分散されて、これは緩和されると思うんで、やっぱりその辺りのちょっと検討したほうがいいんと違うかなと、そんなふうを感じる。

○ 伴都市整備部理事

これ以外にも整備が必要な箇所というのはあると思っております。

今、以前からご説明させていただいておりますとおり、道路の整備方針のほうを今整理しておりますし、そういう中で、こういう交差点改良のような、速攻ではないんですけど、早く効果の出るようなところで整備の必要なところ、どういうところがあるかというのを今拾い上げて整理してございますので、この2か所、検討する少し前からかかり出したところですので、今後それ以外のところで効果の発揮できるようなところがあれば、同じような対策を取っていきたいと考えております。

○ 小林博次委員

ありがとうございました。

対応してもらいたいと思うけど、せっかくこれ改良するのに、側道が、現道がそのまま接続されたんでは意味がないと思うんやわ。こんなの全部取っ払ってきちっと整理したほうが後々交通事故もないし、やっぱりそういう対応をする必要があるんと違うの。何か親切にやっていることが逆にあだにならんようにな。

○ 伴都市整備部理事

先ほどのちょっと答弁とかぶるところもございますが、まず、沿道の方でこの道路をご利用の方もおみえですので、この場合ですと、全くなくすというのはちょっと不可能ではございます。

交通安全、安全対策のところにつきましては、公安委員会と十分協議をして、どういう形に持っていくかというのは整理していきたいと考えております。

○ 小林博次委員

公安委員会が出たんで一言余分に言わせてもらおうけど、公安委員会みたい当てにならんよ。罰金取るのは取っておいて、そこでも自転車道、消していった。ちょっとのところ、一時停止ライン消えておるやない。それで事故起こしておる。あんなところと相談したって、交通安全なんか守れっこないやない。

以上。

○ 谷口周司委員長

ご意見として、お願いいたします。

他にございますでしょうか。

○ 山口智也委員

すみません、坂部台のJヒルズ、坂部台についてちょっと教えてほしいんですけど、私も割とあそこ、よう遠くから見て、最近ちょっとブルーシートも減ってきたとか、工事進んでいるなというので見ているんですけども、24分の6ページと24分の12ページと、維持修繕費と災害復旧費と両方とあるのであれなんですけれども、以前ブルーシートが張ってあった、ガソリンスタンドから見えているあのブルーシート、あそこはもう大分進んできたなという感じなんですけど、今回ここに上がっておるのは、また別の箇所になるわけですか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

今、山口委員のほうからご指摘いただきましたブルーシートがなくなってきたという災害箇所につきましては、これ令和元年度の災害で被災を受けたところでございまして、もう工事のほうは、ほぼほぼ復旧工事終わってございます。

今回この資料12ページで上げさせていただいた坂部台1号というのは、同じJヒルズの道路の外周道路になりますけれども、ちょっと場所がもう少し団地の北側に行ったところの災害の被災箇所でございます、ご指摘いただいた場所とは違う箇所での被災ということでございます。

○ 山口智也委員

大体場所は分かったんですけども、あそこって基本的にJヒルズの団地全体がああいう台形というか、あそこに乗っかっている団地で、その周囲のり面というのは、四方に東西南北にああいう形であると思うんですけど、基本的に、全体に影響しておるのか、大雨が全体に影響しているという感じでその調査をするという感じなんですか。

○ 伊藤（準）都市整備部参事兼道路建設課長

道路建設課、伊藤でございます。

今委員からご指摘をいただきましたJヒルズの地形的なことをご指摘いただきましたが、令和元年度で被災を受けた箇所、今復旧工事を行ったところと、今回復旧事業費で補正をお願いしておるこのり面については、昔の航空写真を見ますと谷筋になって、ちょうど盛土をしたようなところがございます。こういったところに長雨によって水がこのり面に滞留をして、その排水があまり円滑にできていなかったというところがこの被災の原因かなという調査をしてございます。

そういったことで、今回の復旧工事については、このり面に滞留した地下水を速やかに排水するための排水管を入れて健全なり面にしていくという工事でございます。地形的に言うと、さっきご説明した盛土区間ということですので、同じような地形の状況かなというふうには考えております。

#### ○ 山口智也委員

分かりました。

全体というか、その盛土の部分について調査をしっかりやっていくということだと思うんですけど、あの団地ができたときに、その施工に何かミスがあったとかということではなくて、やっぱり想定外の状況で現状の今被害が起こっておるといことなんでしょうか。

#### ○ 稲垣都市整備部長

まず、いろいろ宅地の造成をしたところにつきましては、現在、開発審査課のほうで大規模盛土の調査を行いまして、大規模盛土の箇所については既に公表させていただいております。当該箇所についてもその一つになるというふうに認識をしております。

この大規模盛土の中で今非常に危険度が高いというふうに思われているのが、この大規模盛土って谷を埋める谷埋め型と、腹付けをしたようなもの、腹付け型、この2種類に分けているんですけども、腹付け型のほうが危険度は高いのではないかと、これ全国的にそういったことが言われています。

当該箇所につきましては、谷埋め型という整理になっておりますので、全体としての危険度が高いという認識は現段階では持っておりません。

今進めておりますのは、実態として崩れてきたりとか亀裂が入ったりという条件下で、その部分の安定性を保つということで道路に被害があるといったような部分があつて、道

路の機能を保つために道路部局のほうで調査をして対策を取っていくということでございます。

大規模盛土につきましては、今後調査をしていって、まず目視から入って行って、その辺の危険性であるとか対策の必要性、これを判断して行って、どうしていくかと、これをこれから判断していくということになりますので、市内全体にかなり分布しておりますので、そういったところについての調査は別途進めていくということでございます。

#### ○ 山口智也委員

今のよく分かりました。

ちょっとこのところ、予算なんかでも立て続けに坂部台のことが出てきていましたので、団地全体に何か問題があるのかなという、ちょっと不安がありましたので、あそこに住んでみえる住民の皆さん方については、急に何か住んでいるところで崩れが生じるとかという、そういった心配まではする必要はないということで理解させていただいたんですが、あそこに住んでみえる方たちは、私みたいに外の人間でもそう思うぐらいですので、中に住んでみえる方たちが不安に思ってみえるかも分かりませんので、そういったしっかり説明を、やっただいていてくれるんですけども、今後も続けて説明をしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

#### ○ 井上 進委員

すみません、ちょっと私分からんで教えてほしいんですけども、市営住宅の整備事業費、内部の火災の補修金額が上がっておる、こういうのって保険とかそういうのはないんですか、よう分からんのですが。

#### ○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

こちらにつきましては、今年度こういった形で工事をさせていただきました、その後、これ市全体の管財課が取りまとめております市有物件と言われる保険に加入しておりますので、ほぼほぼこの金額が保険で賄われるというふうに考えております。



## ○ 井上 進委員

分かりました。それならいいんです。

入居者の方の保険がそんなんあるのかなと思ったので、ちょっとその辺お伺いしたかったんですが、それともう一点、高齢者運転安全対策事業補助金、これ増額ということで、高齢者の方、たくさん使っていただくの非常にありがたいことで、少しでも安全にという形なんですけど、これ2000万円で全然足らなかったよという形かと思うんですが、現在正直何件ぐらい申請があって、これから先どのぐらいの予想というか、その辺で増額されたのか、その辺ちょっとざっとお伺いできたらと思うんですが。

## ○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

道路管理課の石田でございます。

今委員のほうからは、踏み間違い装置の後づけの補助ということでいただきました。

今の現況でございますけれども、先日14日の時点で、台数でいきますと409台を数えてございます、実績としまして。

実は当初の予算、2020万円あったわけなんですけど、そのときは全体で800台、これはディーラーのいわゆるセンサーを含むものを400台、残るカー用品店で扱うようなものをまた400台ということで見とおったんですけれども、実際我々も当初どう動くかというのはなかなかつかめない中で想定はさせていただいておったんですけれども、半年たちましたら、おおよそディーラーのほうの割合とカー用品店の割合が落ち着いてきたということもございまして、補正予算に対しましては600万円お願いしているんですけれども、台数としましては全体で1000台、そのうちのディーラーのほうの台数を700台、カー用品店のほうを約300台ということで見積もらせていただきまして、計上させていただいています。

実際には、通年で予算が800台のうち今400台強ですので、ほぼ当初の予算、ただ、ディーラー系が多くなった分、少しコストが重いほうにかかっていっておりますので、今金額ベースでいきますと、409台分で1200万円を超えたところでございます。

ですので、予算的には全体の6割を今消化させていただいているということで、今回につきましては、頑張って、予算が切れてやっていただけないというような方が出ないように、予想の中で上振れを考えまして、いわゆる上の値で切れ目がないような形で要求させていただきました。

以上です。

○ 井上 進委員

ありがとうございます。

本当にこういった対策、これ全ての車がつくわけでもないものであれなんですけれども、少しでも多くの方につけていただいで、安全な道路事情というものを確保できたらなというふうに思っています。ありがとうございます。

○ 森 康哲委員

矢合川の護岸崩壊、この崩壊した場所、昨年終了した護岸整備計画の整備区域外だと思うんですけれども、これ過去10年でもう3回目なんですよ、護岸崩壊したの、区域外で。せっかく安全にしてもらったというので、いい報告したのかなと思ったら、またこれ台風で被害が出ておるんですよね。この辺ちょっと説明していただけますか。

○ 早川河川排水課長

河川排水課、早川です。

まず、場所の整理なんですけれども、こちら、この場所に関しましては、大矢知街道少し上流側、ヴィラ四日市さんという施設があると思いますが、そのさらに上流側のところの右岸側のところで護岸が崩壊という表現しておりますが、厳密に言うと、間知ブロックがこの右岸してあるんですけれども、間知ブロックの目地部分が少し損傷を受けた、クラックが開いたというものでございます。

原因としましては、一部河床が洗掘されて、その基礎になっておる部分が若干落ちたのかな、補修方法としては、全体的には崩壊には至っておりませんもので、目地を詰めるような補修をさせていただこうと思っております。

併せて、河川の河床の管理については、全体的に私どもの川の修繕、災害とかの修繕の多くは同じようなメカニズムで河床が洗掘される、護岸を造っておるブロック自体がそれによって崩壊するということがございまして、今年度予算いただきまして、コンクリートが張ってないであるとか護床ブロックがしてない川について46河川、これを全て現地踏査させていただいて、掘り過ぎがないのかというのを一律で見せていただこうと思っております。これによってどの川では洗掘が進んでおるといような形の把握に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員

たしか10年前は、橋けたの木場がえぐられるような大きな崩壊が起きて、アスファルト1枚残っておるだけの状態だったと思うんですけども、それをはじめ、3年前ですかね、3年から4年ぐらい前にさっき言われた間知ブロックのずれ、そして路盤の亀裂、そういうところが30mぐらいにわたってあったと、そういういろんな現象があるということは、同じ時期に整備された護岸自体が弱っているのかなと考えられるので、その間知ブロックだけ、川底のコンクリート化だけではなくて、もっと総合的に護岸自体の強度も調べていただきたいなと思いますので、その辺考え方ちょっと教えてほしいんですけど。

○ 早川河川排水課長

河川排水課、早川です。

河床の洗掘具合を見るのが主な調査項目なんですけれども、現地のほうを調査しますので、護岸というか川自体の破損具合があるところについては一律で報告するような形の発注を考えております。

○ 森 康哲委員

矢合川だけじゃなくて、ほかにもたくさん河川あるかと思いますので、総合的にしっかりした調査をしていただいて、そして、整備をお願いしたいと思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

20ページの公園の除草の件なんですけど、497か所、市内にあると書いてもらってありますが、本来公園って使っておればそう草も生えない。生えても周囲ぐらいで、だけど、1年中草がもうぼうぼうのところもあるわけです。地域住民や地縁団体の方が草抜きをされているところもあれば、全くしてないところもあると聞いています。

市として公園の維持管理をやはり地元の地縁団体さんや住民の方、また、子供から高齢の方まで利用されている方々とお話合いをして、なるだけ自分たちの大切な公園なんだと、だから、自分らが使っているからという、そういうようなこともやっぱりやっていっ

てほしい。

市が除草を一切するなど言っているんじゃないんです。本当に1年間使っていない、中へ入ることもできない、草ぼうぼうの公園もあるで、そういったところは地元さんと話もして、もう必要ないのであれば売却等も考えると、この辺の公園の維持管理についての考え方を少し教えていただければと思うんですが。

## ○ 村田市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課の村田でございます。

委員から公園の維持管理についてということでございます。

やはり言われるように、できるだけ地域の方をお願いしたい部分はございます。ただ、高齢の方が増えてまいりまして、危ない場所については、私ども年1回ぐらいはさせていただきます。それで、当然危ない場所については私どもに言うてくださいということでございます。

ただ、それこそ委員がおっしゃったように、もう全然地域自体でも使っていないので、そういう声も届かないということもあるかも分かりませんので、その辺については、私ども使っていただいている公園でございますので、これから要望会でいろいろなお話がありますので、その中でもできるだけ地域のほうでやっていただきたい。

愛護会のほうで材料を出すとかいう制度もさせていただいたところがございますので、それを活用していただいておりますので、またそれと、どういうふうにやっていけば地区の方と手を取り合っていけるかというのを、これ私どもも今いろいろ考えていかなあかんと思っていますので、まずは要望会等でそういうことでも訴えて、お話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

## ○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思うんですが、公園だけじゃなくて、道路にしる、河川にしても、例えば除草剤をいただけるメニューがないんですね、都市整備部さんの。

除草剤を頂ければまいてもいいよという方はたくさんおられるんですよ。要望がものすごく多いんですよ、最近。草刈るのは危ないとか、石飛ばしたらあかんとか大変やけれども、除草剤はいいよという、その辺は、例えば今公園のことで聞いていますけれども、こ

れはどうなんでしょうか。

#### ○ 村田市街地整備・公園課長

すみません、委員おっしゃるように除草剤というお声もあります。私どももご相談は受けたことございますけど、それについては、私どももいろいろ業者委託する場合、一応資格を持った者の管理をしてという形をやっております。

あともう一つ、特に除草剤で言われるのが、地域の中には、いろんな体質の方がございますもんで、非常に化学物質に弱い方もあって、本当にあかんのやという、特にお子さんが遊ぶところについては駄目ですよということでお声を聞いているところもあります。

ですから、本当で皆さんがまとまって、そういう形でないと、私ども今のところ申し訳ないんですけど、除草剤については、そういう2次的な被害が出る場合がありますので、お断りしておる形を取っております。

言われるように、それをやることによって少しは楽になるかも分からないんですけど、なかなか100%合意を得られるという状態ではないですもんで、その辺に代わるもの何かを考えていかなあかんとは思っていますけど、現在は全体的にちょっとこういう場合がありますもんでということでお話はさせていただいておるところでございます。

#### ○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

#### ○ 谷口周司委員長

他に。

#### ○ 加納康樹委員

24分の7ページ、産業支援・生活拠点道路整備事業費の西阿倉川62号線に遅ればせながらちょっとだけ関連してお伺いをさせていただきたいと思っています。

西阿倉川62号線の交差点改良、ぜひ頑張ってくださいですし、赤堀小生線の拡幅事業も進めていただきたいと思いますとは思っていますが、これ以前も委員会で申し上げたことがあるんですが、実は私——赤堀小生線——松本街道の今ここに出ているところは大きくネック点とは思っていません。

狭いから当然広げてもらわなきゃ困るんですけど、じゃ、ネック点はどこなのと言うと、松本街道の場合はときわ1丁目、2丁目、大和ハウスさんがあるところの西阿倉川62号線と同じ形態になっている交差点、あそこだと思っています。あそこを西阿倉川62号線と同じように改良すると、松本街道の慢性的な渋滞が相当解消すると私は思うんですが、まずはその見解から。

#### ○ 伴都市整備部理事

松本街道のご指摘の交差点ですけど、確かにこの場でも以前お話しいただいたところと認識しております。

交差点形状、ご紹介のこの箇所と同じような形状になってございます。松本街道のほうにつきましても、ちょうどおっしゃられる辺りからずっと次の日永八郷線との交差点の付近まで特に1車線になっておりますので、その渋滞が激しいという状況はつかんでおります。

そういうところで、また繰り返しになるんですけど、いろいろ道路の整備をこれから考えていく中で、特にあの日永八郷線側の受ける側の交通量というのはかなり多いというところで、まず、そういうところを整備することによってある程度車のはけるかなというところで、本線、松本街道自体の交通量はそういうところである程度さばいていきたいと考えておりますし、松本街道の交差点改良の箇所、ここをまず交差点改良という形で考えて今整備を進めておりますけど、その先というのをどうしていくか、どういうタイミングでやっていくかというのを今後の中で考えていこうとしておりますので、まずはそういうところの全体量をどう入っていくかというところを今考えておりますので、そういうところの整備をやっていきたいと考えております。

#### ○ 加納康樹委員

今まさに理事がおっしゃった答弁でいくと、前段のところ、交差点改良をしたほうが効率的なところのピックアップ云々というところに今私が指摘した交差点は現状入っていないんですか。

#### ○ 稲垣都市整備部長

当該交差点については委員会でご指摘をいただきましたので、現状の混雑とか、これは

調べさせていただきました。

調べた結果として、当該交差点の東側の日永八郷線との交差点、ここの部分の渋滞がそのままつながってしまっているということで、Tが二つになった交差点だけを改良しても効果がないと、そういうことでございます。

まず、交差をしている日永八郷線自体、これに入る車が非常に多いということで、ここの容量を上げるというのがまず先決だろうという結論になっております。

その中で、今道路方針の検討の中では、日永八郷線の、今2車線ですよ、これを4車化するような形の整備を先に持っていこうということで、そういった形で考えております。それで、その流れを見た上で次の段階として検討していく、そんな段階になるのかなというふうに考えております。

#### ○ 加納康樹委員

それはちょっと見解の相違で、私は絶対にときわ1丁目、2丁目のあの交差点のネックを解消したほうがよっぽど費用対効果は高いかなとは思っています。でも、私は別に素人ですので、皆さんがそう調査されたと言うならば、別にこの場ではそれ以上は言いませんが、もうどちらかという、すみませんが、西阿倉川62号線の交差点改良よりも大分昔からあの状態だった交差点のほうが当然手をつけられてしかるべきだと私は思いますとだけ言って、この場の議論は終了して、もう一点だけ聞かせてください。

17ページの市営住宅のテレビジョンのというやつです。

説明のところで、CTYに限らずネットの業者であるとかアンテナを立てる業者等々もということはおっしゃいましたが、とは言うものの、費用的なもの等々を考えると、CTYに対抗できるような条件を出す業者というのは本当にあり得るのかというところだけの現時点での感触を教えてください。

#### ○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

今、加納委員からは、現在のCTYとの契約にある程度近づけるような業者はあるかというようなご質問であったかと思えます。

先ほどの説明の中でも、アンテナを設置する事業者でありますとかインターネットによってテレビの受信を提供いただく事業者、そういったところにもある程度聞き取りを行っ

ております。

確かに委員がおっしゃられますように、今現在出てきております見積り等に関しましては、やはりかなりCTYの現状の契約金額を上回ったものとなっております。

ただ、例えばアンテナであれば、今回10年スパンでの契約になってございますけれども、例えばその後の契約とかを見越して参入を図られるとか、また、インターネット事業者であれば、顧客獲得を目的に参入されるということも十分考えられるのではないかとということで、こういったような入札をしていきたいということを現在考えてございます。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にご質疑もないようでありますので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより分科会としての採決を行っていきたく思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

では、全体会審査に送るべき事項につきましては、採決の後に確認をさせていただきたいと思っております。

反対表明もございませんでしたので、簡易採決により行いたいと思っております。



議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第8項住宅費、歳出第11款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るものはございますでしょうか。

（なし）

○ 谷口周司委員長

では、全体会なしを確認させていただきました。

[以上の経過により、議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第8項住宅費、歳出第11款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

では、予算は以上でございます。

議案第60号 四日市市再開発住宅条例の一部改正について

議案第67号 市道路線の認定について

○ 谷口周司委員長

続きまして、ここからは都市・環境常任委員会として、議案第60号四日市市再開発住宅

条例の一部改正について及び議案第67号市道路線の認定についての審査を行ってまいります。

では、一括して説明をお願いいたします。

#### ○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

タブレットのほう、コンテンツ一覧、07、12月定例会議会、07都市・環境常任委員会、103議案書の13ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

私のほうからは議案第60号四日市市再開発住宅条例の一部改正について説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、末永・本郷土地区画整理事業に伴う住居表示の再整備が行われましたことに伴いまして、去る11月1日に末永・本郷再開発住宅の住居表示が変更になりました。それに伴いまして、条例に記載しております位置の変更をさせていただくものでございます。

以上でございます。

#### ○ 石田都市整備部参事兼道路管理課長

道路管理課の石田でございます。

私のほうからは、引き続きまして、議案第67号、ページのほうは33ページになります。市道路線の認定のほうでございます。よろしいでしょうか。

議案第67号市道路線の認定についてでございます。

道路法8条の規定に基づきまして、次の市道の路線を認定させていただくというものでございます。

33ページ見ていただきますと、1番の茂福70号線ほか11路線ということになってございまして、全て開発による帰属ということによるものでございます。

引き続きまして、位置図は35ページから49ページにお示させていただいてあります。

私のほうからは以上でございます。

#### ○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、質疑もないようでありますので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もありませんので、これより採決を行いたいと思います。

反対表明もございませんので、簡易採決により行いたいと思います。

では、それぞれ、議案第60号四日市市再開発住宅条例の一部改正につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第67号市道路線の認定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第60号 四日市市再開発住宅条例の一部改正について、議案第67号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決

する。]

○ 谷口周司委員長

以上で付託議案につきましては終了となります。

13 : 50 休憩

---

14 : 42 再開

○ 谷口周司委員長

では、続きまして、進めさせていただきます。

令和2年度第2回四日市市営住宅入居者選考委員会が開催されたとのことでありますので、都市・環境常任委員会として所管事務調査を行ってまいります。

では、説明をお願いいたします。

○ 小田市営住宅課長

市営住宅課、小田でございます。

私からは所管事務調査といたしまして、令和2年度第2回四日市市営住宅入居者選考委員会につきまして報告をさせていただきます。

資料のほうは、先ほどの協議会の資料、003都市整備部関係資料の続きの28ページとなっております。よろしく願いをします。

よろしいでしょうか。

令和2年10月22日に第2回の四日市市営住宅入居者選考委員会を開催させていただいております。当日は6名の委員にご出席をいただきまして、まず、第2回の定期募集の応募者の選考及び抽せん会についてご審議をいただき、公開抽せん会は11月5日に決まりました。

各募集団地への応募状況につきましては、下の表のとおりでございまして、募集戸数25戸に対しまして、87名の応募がございまして、平均応募倍率は3.5倍となっております。

団地別に見ますと、エレベーターを設置しております大瀬古新町、曙町、また、高齢者の申込みが多い前田町の1階、こういったものが10倍程度の倍率となっております。あ

と、単身者の募集が比較的高倍率でした。一方、障害者世帯向け住宅3戸については応募者がなくて、次回以降に改めて募集を行うこととさせていただきました。

続きまして、29ページをご覧ください。

二つ目の議題といたしまして、随時受付団地の状況について報告を行いました。

令和2年5月末の時点で32件の入居待ちがございましたが、その後、6月1日から9月末までの間に11世帯の方にご入居いただきました。その間にまた新たな申込みも多く、9月末時点では34件が入居待ちとなっております。ここまでが委員会で報告させていただいた分になってございます。

その後、入居手続等を進めまして、11月末時点では24件の待ちという状態になってございます。また、このうち7件はもう既に修繕を終えておりまして、入居手続に入っております。また、そのうち残りの戸数の中でも10戸が既に修繕中ということで、さきの8月の議会におきまして、空き家修繕35戸分の補正予算をお認めいただいておりますので、急速に今空き家修繕を進めておるところでございます。

続きまして、三つ目の議題でございますが、まず、資料30ページになりますが、コロナ禍における市営住宅の対応について、この資料によりまして、コロナ禍の影響によりまして収入が減少した現入居者への対応及び失業等により住居を失った方への対応の報告をさせていただきます。

次に、31ページでございますが、当委員会でもご議論いただきました市営住宅の連帯保証人の取扱につきまして、この資料によりまして報告をさせていただきます。

29ページにお戻りいただきたいと思います。

当日の主な質疑につきましては、定期募集、随時募集団地に関するものや連帯保証人に関するもの、期間保証に関するものなどで、その内容は資料記載のとおりでございます。

以上でございます。

## ○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いいたします。

よろしいですか。

(なし)

## ○ 谷口周司委員長

では、ご意見、ご質疑もないようでありますので、本件につきましてはこの程度とさせていただきます。

次に、報告事項2件あるとのことですので、一括説明を受けた後にそれぞれの質疑を行っていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

では、報告事項2件、特定生産緑地について、四日市あすなろう鉄道についての2件、一括して説明をお願いいたします。

## ○ 伴都市整備部理事

それでは、資料のほうは続いての資料になります。34ページからとなります。

それでは、まず1点目の特定生産緑地についてご説明をさせていただきます。

この特定生産緑地につきましては、先月11月の都市計画審議会の間でも報告をさせていただきましたが、この委員会におきましても、その概要に合わせまして今後のスケジュール等についてご報告をさせていただきます。

まず、生産緑地ですが、生産緑地に関しましては、平成4年の生産緑地制度の導入を受け、本市では242haを指定しております。

生産緑地は、指定から30年間、農地として保全することが義務づけられている一方、固定資産税等について特例措置が適用されています。

これらの生産緑地が令和4年12月に指定後30年を経過すると、これまでの固定資産税等に対する特例措置の適用がなくなるなど、農地としての利用を継続していく上での課題があります。

こうした課題に対応するため、平成29年には生産緑地法が改正され、特定生産緑地が創設されており、本市におきましても、この特定生産緑地を指定する必要性が生じております。

ページの下には、特定生産緑地制度の概要をお示ししております。

平成4年に指定した生産緑地は、令和4年12月までに特定生産緑地に指定した場合、買取りの申出ができる時期が10年延期されるため、農地としての保全義務が継続しますが、一方で、固定資産税等の特例措置も継続して適用となります。また、特定生産緑地の指定については、10年ごとにその指定を更新することも可能となっております。

一方で、特定生産緑地に指定しない場合ですが、指定後30年を経過しますと、随時市へ

の買取り申出が可能となりますが、これまで適用されてきた税制の特例措置は継続されません。例えば固定資産税は農地課税から宅地並み課税へと算定が変わることになります。

なお、生産緑地につきましては、指定後30年が経過しても、市への買取り申出をしない限り生産緑地のままとなります。つまり、農地としての保全義務は継続しますが、税制上の特例措置は適用されないということになります。

次に、35ページには生産緑地の現状をお示ししております。

本市の生産緑地は全体で約130haございますが、そのうち平成4年に指定し、令和4年12月に30年が経過しようとするものは約109haあり、所有者は約1000の方が対象となります。

36ページをお願いいたします。

特定生産緑地の指定要件についてになります。

特定生産緑地は、生産緑地のうち、所有者の意向を確認した上で市が指定を行います。10年間の営農を必要とすることから、生産緑地法に規定される生産緑地の指定要件が前提になるとともに、法には特定生産緑地の指定要件も規定されています。

(1) のところに記載しておりますとおり、生産緑地法に規定される生産緑地の指定要件は3点で、このうち面積要件につきましては、生産緑地法では、一団で面積が500㎡以上の農地であることとなっておりますが、平成29年の生産緑地法の改正で条例制定による面積の引下げが認められることとなり、本市では平成30年に条例制定し、一団で面積が300㎡以上の農地として条件を緩和しています。

(2) には、生産緑地法に規定される特定生産緑地の指定要件を記載しております。

本市における特定生産緑地の指定要件につきましては、これら法に規定されている各指定要件を踏まえるとともに、農業委員会や都市計画審議会においても指定要件案をお示しし、意見聴取を行いながら検討を進めてまいりました。

その結果、(3) にあります4点を指定要件として整理しております。

この指定要件に基づき、特定生産緑地への指定の申出がある対象地につきましては、適正な審査を行い、指定手続を進めてまいります。

37ページをお願いいたします。

最後に、指定手続に係る今後のスケジュールになります。

特定生産緑地の指定は、市からの文書の発送に始まり、指定の申出、審査、都市計画審議会での意見聴取、指定の公示という一連の流れになります。

なお、指定申出の受付期間に応じてその後の審査から指定の公示までのスケジュールが変わることとなります。

まず、令和3年3月には、平成4年に指定した生産緑地の所有者の方に対して特定生産緑地制度の案内や指定の意向確認文書などの書類をお送りいたします。なお、手続漏れをなくすために、意向が確認できなかった方につきましては、令和4年度に再度案内文書を送付させていただきます。

その後、4月から5月にかけて、市内の複数会場において特定生産緑地制度や指定手続に係る説明会を開催する予定をしております。また、指定意向確認や指定申出の受付につきましては、令和3年4月以降随時受け付けてまいります。

なお、生産緑地への指定から30年を経過した後には、特定生産緑地への指定はできなくなるため、対象の方には、遅くとも令和4年8月までには特定生産緑地の指定申出を提出していただくこととなります。

生産緑地の所有者の方には、土地利用や税金などいろいろなことに影響が及ぶご判断をいただくこととなりますので、きちんと特定生産緑地制度をご理解いただくとともに、手続漏れが起こることのないよう十分に制度の周知や案内に努めてまいります。

以上が特定生産緑地の説明となります。

続きまして、その他報告2点目の四日市あすなろう鉄道についてご報告をさせていただきます。

資料のほうは次の38ページからとなります。

まず、令和2年度第2四半期の運輸速報についてでございます。

まず、輸送人員につきましては、令和2年度上半期を見ますと、新型コロナウイルスの影響により、乗客数は合計で前年度から33万4000人減少し、前年度比は22.6%減となりました。内訳は、定期外が40.9%の減、通勤定期が6.5%の減、通学定期が19.9%の減となりました。特に定期外利用が大幅に減少している要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大期における外出自粛による影響と見られます。通勤定期につきましては、前年度より若干減少しておりますが、一定の乗客数を確保しております。また、通学定期につきましては、4月から5月にかけて学校の臨時休業の措置が取られたことから大きく減少しておりますが、解除後は回復傾向にあります。

なお、9月の通勤・通学定期の前年度比が大きく低下しているのは、昨年10月からの消費税増税に伴い先買いが集中したことによる影響であり、乗客数自体が特別減少している



ものではございません。

39ページをご覧ください。

旅客運輸収入になります。

令和2年度上半期の旅客運輸収入は、前年度から5470万7000円減少し、前年度比で28.4%の減となりました。内訳は、前年度比で定期外が40.5%の減、通勤定期が8.1%の減、通学定期が27.4%の減となっております。

参考に、速報値としましては、10月の輸送人員は前年度比7.8%減と回復傾向にありましたが、その後、第3波の影響により、11月の輸送人員は18.1%減となっております。

なお、あすなろう鉄道への移行後5年間が経過しておりますので、下の参考のところには、5か年の乗降客数の推移をお示ししております。お示しのとおり、運行開始以降4年間におきましては減少し続けていきましたが、令和元年度には、11月にリニューアルオープンしたイオンタウン四日市泊の効果もあり、定期外、通勤定期、通学定期において平成30年度の利用を上回り、282万人となりました。

続きまして、40ページをお願いいたします。

あすなろう鉄道の収支についてでございます。

こちらでは運行開始後5か年の収支状況等をお示ししております。

40ページでは、公有民営方式としてのスキームを改めてご説明をさせていただきます。

まず、第二種鉄道事業者としての四日市あすなろう鉄道株式会社ですが、あすなろう鉄道は、市から鉄道車両や施設を借り受けて列車の運行を行っており、そのほか鉄道施設の維持管理を第三種鉄道事業者である四日市市から委託を受けて実施しております。

主な収入は旅客運輸収入と市からの鉄道施設の維持管理業務の受託費であり、支出としては、人件費や動力費等の経費のほか、施設の維持管理に係る費用となります。

なお、黒字が出た場合には市に寄附することとなっており、赤字が出た場合には市が補填をすることとなっております。開業から5年間は毎年黒字となっており、これまで合計で3億3400万円が市に寄附されております。

次に、第三種鉄道事業者としての四日市市ですが、四日市市は鉄道施設の整備と維持管理を行っております。このうち、施設整備を補助事業で行う場合の負担割合は、国が3分の1、鉄道事業者が3分の1、地方公共団体が3分の1となっており、地方公共団体の3分の1は、県と市が半分ずつ負担するスキームとなっております。

ということで、市としましては、鉄道事業者が負担する3分の1と地方公共団体負担分

の6分の1を合わせて全体の2分の1を負担しております。

なお、第二種鉄道事業者からの寄附金は、内部・八王子線基金に積み立て、また、赤字が出た場合は、基金等から補填することとなります。

41ページをお願いいたします。

ここでは、第三種鉄道事業者としての事業費の実績と今後の見込みについて整理をさせていただきます。

ページの下にありますのが事業費推移のグラフですが、次の42ページに平成27年度の部分を切り出してありますので、グラフの見方をご説明させていただきます。

グラフの上の数字、5億6800万円ですが、これがその年度の事業費になります。グラフの緑色が基金の取崩額、水色が市の一般会計、黄色が国県補助金となっています。

市の支出した額は、棒グラフの緑色で表している基金取崩額と、水色で表している市の一般会計分になりますが、水色の中には市の協調補助金分も含まれていますので、国県市の協調補助金分として支出した部分を青の点線で囲んでおります。①と②で囲んだ部分となります。

公有民営方式では、鉄道施設を保有する市が施設整備を行うものであり、基本的には道路の整備を市で行うものと同じ考え方になりますので、第三種鉄道事業者としての負担分は赤の点線で囲んだ部分、③の部分となります。

41ページに戻っていただけますでしょうか。

グラフの平成27年度から令和元年度までが実績額、令和2年度が当初予算額、令和3年度以降が計画額となっております。

第三種鉄道事業者の負担分としては、施設の維持管理に加え、車両の新造・改造合わせて5両の更新を実施した平成29年度が最も大きく、3億9400万円となっております。平成30年度までに大規模な施設更新が完了したため、令和元年度の第三種鉄道事業者の負担分は1億7100万円となり、過去4年間と比べて小さくなっております。

なお、令和2年度は交通系ICカードシステム導入のため支出額が膨らんでいるものの、令和3年度以降は維持管理が中心となりますので、第三種鉄道事業者の支出額は約1億円程度に収まってくる見込みであります。

43ページをお願いいたします。

内部・八王子線基金の推移になります。

図の折れ線グラフは内部・八王子線基金の残高を、棒グラフは第二種鉄道事業者からの

寄附金の累計を示しております。なお、基金の残高につきましては、寄附金の積立金を含んだ額となっております。

鉄道施設の整備や維持管理については基金を取り崩し、その一部に充当しておりますが、令和元年度末時点で基金の残高は5億2000万円となっており、その間に第二種鉄道事業者からの累計寄附額は3億3400万円となっております。

当初、鉄道事業再構築実施計画では、10年間で基金を全て取り崩す計画でしたが、第二種鉄道事業者からの寄附額が計画より多くなっているため、10年が経過した後も3億円程度の基金が確保できる見込みでございます。

以上のことを踏まえまして、総括としまして、令和3年度以降におきましては、枕木や踏切道等の維持管理費が中心となり、第三種鉄道事業者支出額は年間1億円程度に収まる見込みであります。

第二種鉄道事業者から年間5000万円程度の寄附を受けていることから、運行に係る経費が変化しないと仮定した場合、現在の乗客数に定期外で年間約20万人上乗せすることができれば、第三種鉄道事業者の支出額を運賃収入で賄うことが可能であり、均衡が保てているという形になりますので、まずはそこに向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

#### ○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

それでは、まず、特定生産緑地について議題としてまいりたいと思います。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いいたします。

#### ○ 森 康哲委員

羽津古新田で生産緑地、選ばれている農家の方がたくさんみえると思うんですけども、このスケジュールを見ると、来年の4月から意向確認とか、そういうスケジュールになっていますよね。その前お聞きしたとき、三重橋垂坂線や、また、国道23号からの乗り入れ等を示しながら、その辺のところを調整していきたいということでしたので、この辺もそろそろお示ししていかないと、この生産緑地の判断をする時期が間に合わないと思うんですが、その辺の時期というのはどれぐらいを考えていますか。

## ○ 伴都市整備部理事

羽津古新田のところの所有者の方に対してのご説明というところでご質問いただきました。

今ご説明いただきましたように、あそこの道路の計画をさせていただくの今年度予算もいただいております。近々のところでは、道路の計画をしていく中でのまずは測量に入りたいと考えてございますので、測量に対するご説明というのは近々に考えてございます。

そういう中で、できましたらこういう特定生産緑地というところも含めまして、特に羽津古新田の方に対しては早めにそういうご説明を十分にさせていただきたいと考えておりますし、今後の予定のところも、道路整備の予定のところも含めて、特定生産緑地の説明と合わせて十分させていただきたいと考えております。

## ○ 森 康哲委員

併せて、産廃業者がほったらかしてそのままになっているところがあると思うんですけども、農地の中にああいうのがぼつんとあっても、ずっと行政はそのままにしておくのかという声もあるんでね、この際一緒に協議して解決に向かうように行政主導でやっていただきたいと思うんですが、その辺のお考えはありますか。

## ○ 稲垣都市整備部長

まず、羽津古新田は歴史的にいきますと、貨物駅の移転ということで市が買いに入ると、そういったことがあります。それ以後、連続立体を中止したということがございまして、今の現状になっていると、これについては行政の責任は非常に重たいというふうに考えております。

その中で、まずは公共事業として使っている部分をはっきりさせるというのも一つなんですけれども、公共事業でいける部分については、生産緑地であろうが何であろうが、これは買っていけるんでいいんですけれども、公共が携わらない部分、これは民間投資による開発ということになってきますので、そういった中での開発の意向と土地所有者の意向、ここをしっかりと整理をしていただかなければならないということがございますので、これを直接市が全部整理をするというのはなかなか難しいんですけれども、ここにつきましては市の整備の意向であったりとか、そういったものを十分に地域に説明をしながら、

地域全体としての理解で合意が得られるように、そこについては責任を持って進めてまいりたいと、このように思っております。

○ 森 康哲委員

たしか10年前だったと思うんですけど、私が都市・環境常任委員会の副委員長をやっているときに、まだその業者さんが営業されていて、田んぼの真ん中でこんなんしているんだけど、どういうふうに行行政は考えているのかという問いに対して、しっかり監視をしていくと、今営業されているから、その辺しっかり監視をしながらやっていきたいという答弁だったにもかかわらず、今は銀行管理になって、業者から手が離れていると、もう放置されている状態なんですよ。

やはり行政の責任というのはあると思うですよ。周りの水路にしても、放置されているから草も越境してきたり、いろんな悪影響が出ていると、それはやっぱり行政の責任としてしっかり、民間といえども、行政が許可を与えてあそこで営業させたということもあるんで、これは環境の部分だと思うんですけども、オール四日市でやっぱり取り組むべきだと思いますので、その辺も取り組む中での考え方というのを早急に地権者の方にもお示ししていただければと思いますので、強く要望します。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 小田あけみ副委員長

35ページなんですけれども、本市の生産緑地130haのうち、間もなく30年を経過する生産緑地が109haとありますけれども、すごくたくさん、ほとんどですよ。それで、お年寄りが多いと、所有者に、ということ考えるとすごく減ってしまうんじゃないかというふうに思ってしまうんですけれども、何らかの手を打っておられるんでしょうか。くっつけるとかという話は聞いたんですが、教えてください。

○ 戸本都市計画課計画GL

都市計画課、戸本でございます。

生産緑地の減少の状況といった格好でご質問いただいたところでございます。

おっしゃられるように、生産緑地につきましては年々減少しておるといのが現状でございます。

現時点で取り組んでいるのが、平成27年から追加で新たに指定することができるというような取組を進めまして、こちらの表にございますように、追加指定の面積がこっちが多いか少ないかというところがあるんですが、こういった中で10.2haが新たに追加されたというような過去の取組をさせていただいておりますもので、こういったまた特定生産緑地のご説明等々と併せてこういった生産緑地の追加指定やっていますよというような取組を改めてご説明させていただいて、こういった都市農地の保全といったところに取り組んで参りたいというように考えているところでございます。

#### ○ 小田あけみ副委員長

例えば元気な農家が小さい土地を、おじいちゃん、おばあちゃんがやっていた土地をみんなまとめて加えてあげますよというような、そういう制度があるような、ないような聞いたんですが、そういう推奨はされているんですか。

#### ○ 稲垣都市整備部長

まず、農業政策としてそういったものが展開されているかということになりますと、農地の主体というのはやはり市街化調整区域のほうで、こちら宅地を制限していますので、主にそちらのほうでそういった施策というのを農水振興の分野のほうでやっていただいているというふうに認識をしております。

そういったことについて市街化区域内での展開がどうかということになると、これなかなか十分でないというふうな感覚ではおります。

ただ、農業の環境の維持とか、そういったところについて、今の宅地化をしていく中で農地ということなので、非常に難しい部分があるのだろうというふうに認識はしておりますけれども、今後連携してやれるようなことがないかといったことについては、担当部局といろいろ意見交換をしてまいりたいというふうに思っております。

#### ○ 小田あけみ副委員長

ありがとうございます。

この質問をしたのは、やっぱり田んぼがある風景を残して行ってほしいなという気持ちがありましたので、ぜひほかの部署との連携の上で残る方向を探って行っていただきたいなと思います。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にないようでありますので、この件はこの程度とさせていただきます、続いて、四日市あすなろう鉄道に移らせていただきます。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 森 康哲委員

乗降客数の変移なんですけれども、近鉄さんがやられているときは1日約1万人の乗降数があって、近鉄さんの距離に応じた割引がなくなって、かなり定期券なんか特に影響を受けたということで乗降数が減った、これも大きな要因の一つだと思うんですけれども、その後、やはり特に学生さんに対してのケアというのは今まで以上にやっていく必要があると思うんですけれども、一つは、電子マネーが使えるようにするのも一つだということでは理解できますけれども、もう一つやっぱり近鉄との連携ができるとよりいいのかなと思うんですが、その辺は法律的にできないのか、技術的に何かやり方があるのか、その辺何か教えてもらえればありがたいんですけど。

○ 土井都市計画課公共交通推進室長

都市計画課、土井です。

法律的にできないことはないと思っています。ただ、今そこまでのことをしてはいなくて、近鉄さんとの連携ということになれば、その分運賃収入を減らすということになりますので、収入面で減収ということになってまいります。

ですので、今現時点でやっているのは、学生さんにも間もなく高校受験の時期がやってまいります、受験生さんに対して受験生応援キャンペーンと、受験のときには、あすなろう鉄道を使えば無料で受験に行けると、そういった制度ですとか、あと、入学式の後に1年定期を買えると、割引率の高い1年定期というのを2年前から導入いたしました。そういった形で学生さんにはあすなろう鉄道に乗っていただきたいということで働きかけをしております。

## ○ 稲垣都市整備部長

若干補足をさせていただきますと、制度的には連結でやるという割引、どちらに振り割るかという話なので、できなくはないんです。

ただ、当初これを近鉄から分離したときには、独自の運賃という形の中で実質値上げですよね、値上げをするということで一応採算を保つと、そういう選択をさせていただいたところでございます。

ただ、その結果として学生の利用が非常に減ったということで、先ほど室長からもありましたけれども、年間定期等でこれもやっとなら、実は令和元年度は今までずっとマイナスだったんですけれども、これは定期も含めて回復基調に乗りました。

さらに、令和2年度ということで今年度からICT化のほうを今進めております。基本的にICT化が全体で進んでいきますと、人件費とかというのは、これはあすなろう鉄道だけではなくて、どの鉄道会社のほうでも全体として減っていくという形になります。

そうした先には、そういった連携して乗換えの抵抗のところでは若干値引きをしていくというようなことは、その先に当然目指すべき方向性であるというふうには認識をしております。

その中で今回の整理の中で、今280万人程度の乗降客数、これ令和元年度でございますけれども、これが300万人といったところが見えてくると、かなり収入の面で運営ができてくるまでくるのかなというふうに思っていますので、まずそこに向かって努力をした上で、要は、鉄道事業者として次の展開が見えるようなところにまず早く行かなければいけないというふうに思っていますので、そこに向けて努力をしてまいりたいというふうに思っています。

## ○ 森 康哲委員



一番最初のスローガンで、乗って残そうとか、どうしたらこれ乗ってもらおう鉄道にしようかというのを考えて、そこがベースにあって今に至っていると思うので、やはり値上げによって離れたところというのは、もしできるのであれば、このコロナの中で、一番学生さんを抱える親にとっては負担になっていると思うので、その辺も理解を示して、行政的に、期限付でもいいので、対応というのは検討していただきたいと思います。これはもう要望で。

○ 谷口周司委員長

他によろしかったでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

他にないようでありますので、質疑はこの程度とさせていただきます。

以上で都市整備部所管事項は全て終了となります。お疲れさまでした。

理事者の入替えもごさいますので、10分程度休憩とさせていただきます。午後3時30分再開でお願いをいたします。

15 : 16 休憩

---

15 : 26 再開

○ 谷口周司委員長

では、皆さんおそろいですので、休憩前に続きまして始めさせていただきます。

それでは、審査順序に基づきまして、環境部の審査を行ってまいります。

では、環境部長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 田中環境部長

環境部でございます。

本日一般会計の補正におきまして、歳出予算、債務行為の補正の審議、また、協議会に

おきましては、第4期環境計画案、ごみ処理基本計画案、四日市市を美しくする条例の一部改正の3件のご協議、そしてまた所管事務調査が1件ございます。

補正予算につきましては、コロナウイルスの感染拡大以降、片づけに関連したと思われる家庭からの金属類、小型家電、これの処理に関する費用の増額補正を上程しております。また、令和3年4月に途切れなく業務を行う必要のある契約に関する債務負担行為、ほとんど継続のみなんですけれども、こちら18件を上程しております。

また、協議会に関しましては、策定を進めております第4期環境計画、ごみ処理基本計画に関しまして、その案をご説明いたします。今後パブリックコメントの手続などを経まして、2月定例会議会の協議会で改めて成案をお諮りしたい、このように考えておるところでございます。

また、四日市市を美しくする条例に関しましては、2月定例会議会の改正議案上程に向けまして、8月定例会議会でいただいたご意見、また、近隣3町との調整状況、こちらをご報告いたします。

また、所管事務調査では、去る10月29日に開催いたしました環境保全審議会の内容、こちらをご報告いたします。

以上、よろしくお願いたします。

#### 議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

##### 第1条 歳入歳出予算の補正

##### 歳出第4款 衛生費

##### 第2項 清掃費

##### 第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

#### ○ 谷口周司委員長

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会といたしまして、議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）の審査を行ってまいります。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

#### ○ 秦環境保全課長

環境保全課、秦でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、環境部の債務負担行為の補正についてご説明します。

資料はタブレット07、12月定例会議、07都市・環境常任委員会、004環境部関係資料のうち、385分の3ページからとなります。よろしいでしょうか。

まず、資料3ページにおきまして、今回審査いただきます環境部の債務負担行為補正分の一覧をお示ししております。個々の案件につきまして、所属ごとに各所属長からご説明をさせていただきます。

まず、環境保全課所管分です。

4ページのほうをご覧ください。

施設保守管理委託等に関する経費といたしまして、まず、大気汚染常時監視機器等保守点検業務委託、債務負担行為限度額2535万7000円でございます。

続きまして、大気環境常時監視システム保守点検業務委託、債務負担行為限度額52万円でございます。

以上2件、いずれも業務内容を含め、昨年度同様でございます。

続きまして、ちょっと資料飛びますけれども、5ページをご覧ください。

業務・事務処理委託等に要する経費に関するものでございます。

まず一つ目、特定粉じん（アスベスト）測定業務委託、債務負担行為限度額128万7000円でございます。平成18年以降、労働安全衛生法によりアスベストは全面的に使用が禁止となっておりますが、今後既存建築物の解体などによる測定件数の増加が見込まれますため、昨年度より6割程度、債務負担限度額を増額しております。

二つ目、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5、成分の分析調査業務委託でありまして、債務負担行為限度額は466万5000円であり、昨年度と同程度でございます。

続きまして、悪臭監視測定業務委託、債務負担行為限度額119万5000円でありまして、こちらも昨年度と同程度でございます。

最後に、6ページに移りまして、水質汚濁監視測定業務委託（その2）、債務負担行為限度額428万4000円でございます。本件は2課の所管分をまとめておりまして、内訳といたしまして、環境保全課所管分は337万円、生活環境課所管分は91万4000円で、合わせて428万4000円の限度額ということになっておりまして、事業を実際実施する場合は、生活環境課所管分を環境保全課より執行委任を受けることによって、環境保全課で一括して執行しております。

以上が環境保全課所管分となります。

## ○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

引き続きまして、生活環境課の所管部分についてご説明申し上げます。

資料のほう、恐れ入ります、385分の4のほうに戻っていただきまして、真ん中の下、市営霊園除草及び清掃等業務委託、富洲原霊園、塩浜霊園等々の除草及び清掃、それから、公衆便所の清掃云々というところで、限度額については212万5000円ということでございます。

その下、北部埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託、北部の埋立処分場から染み出します水の処理をするために設置された施設の運転管理、保守点検等々の費用でございまして、827万円の限度額でございます。

続きまして、隣の5ページのほう、一番上の南部埋立処分場カラストラップ保守管理業務委託でございます。南部の埋立処分場に設置してございますカラストラップ4台の保守管理を行うものでございまして、債務負担行為限度額は230万円でございます。

次に、ちょっとページ飛んでいただきまして、6ページの上から二つ目でございます。

資源物持ち去り禁止パトロール委託、資源物の持ち去り行為を防ぐためにごみ集積場を巡回していただくという業務を民間にお願いしております。限度額については858万円でございます。

その下、喫煙所清掃等管理委託、路上喫煙の禁止エリアにおきます喫煙所及びその周辺の清掃をお願いしておるわけですが、限度額が181万7000円でございます。

その下、路上喫煙禁止等に係る啓発等業務委託、これも同じように路上喫煙禁止エリアにおきます路上喫煙の禁止、あるいはごみのポイ捨て等の防止を啓発することを目的としておりまして、午後5時から午後12時までの業務をお願いしております。限度額が261万4000円でございます。

隣のページへ行っていただきまして7ページでございます。

クリーンセンター運営モニタリング業務委託でございます。

四日市市クリーンセンターは、ご存じのとおり民間事業者のほうに管理運営をお願いしております。そのため、私どもがモニタリングを適切に行う必要がございますけれども、なかなか専門的なこともございますので、そういった知見を有する民間の事業者さんをお願いしております。限度額450万円でございます。

次に、北部埋立処分場浸出水処理施設水質調査業務委託でございます。北部の埋立処分場から出てきます浸出水の処理施設から出てきます水の水質調査を実施するというところでございます。金額は169万3000円でございます。

その次、南部埋立処分場地下水等水質調査及び悪臭物質調査業務委託でございます。南部の埋立処分場の水質の関係、それから、悪臭調査の関係でございます。金額は285万円でございます。

次に、385分の8ページのほうをお願いしたいんですが、こちらは先ほどの総括表一覧表の中で一部飛ばさせていただきましたけれども、8番と9番のところ、使用済み小型電子機器と金属類の中間処理に関します資源物処理事業費でございます。こちらは資源物として収集しました金属類や小型電子機器を再資源化するために要する経費でございます。

当該事業につきましては、諸外国の輸入規制の影響により、市況が急速に悪化したため、これまで以上に高度な選別が必要となり、この処理に係るコストが高騰しております。

今年度につきましても、この状況が続いておりまして、さらに資料の中ほどにもございますとおり、先ほど部長のご挨拶にもありましたが、コロナ禍の影響により各ご家庭から排出されます金属類や小型家電が3割あるいは4割以上と大幅に増加をしております。そのため、今年度におきましても、これらを適正に処理すべく歳出予算の増額をお願いいたしますとともに、来年度に必要な経費について債務負担行為を設定しようとするものでございます。

歳出予算の補正につきましては、当初予算額9961万6000円に対しまして、所要見込額1億3812万7000円との差額3851万1000円をお願いしております。また、来年度用の費用としまして金属類で9648万4000円と小型電子機器で3330万6000円、合わせまして1億2979万円を限度額とする債務負担をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

## ○ 大谷四日市公害と環境未来館副館長

四日市公害と環境未来館の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

資料は385分の9というページをご覧ください。

環境学習事業等運營業務委託費についてでございます。

今回お願いする補正予算は、債務負担行為の限度額を設定しようとするものでございま

す。

主な内容につきましては、2、内容というところに記載しておりますとおり、年間約280日開館しております私ども四日市公害と環境未来館1階の学習エリアの来客対応、図書コーナーの管理業務、じばさん三重2階に設置しております活動エリアの案内活動室、交流室の運営業務の委託となります。これがトータル経費のほぼ3分の2を占めております。

もう一点は、環境学習講座等の実施ということでございまして、土日、祝日、夏休み等を中心に、館内、館外合わせて年間約140講座の実施を委託するための経費でございます。

3をご覧くださいますと、債務負担行為、追加限度額は、実質令和2年度から令和5年度までですが、来年度からの3年間において、限度額1億1400万円の設定をお願いするものでございます。

議案についての説明は以上でございますが、ここでちょっとだけ新型コロナウイルスの関係でご報告をさせていただきます。

私ども四日市公害と環境未来館では企画展「わたしたちのくらしとごみ」という企画展を11月の10日から12月13日の会期で予定をしておりましたが、今の新型コロナウイルスの発生状況を見まして、来年度に延期という形を取らせていただいております。これに伴いまして、開催の直接経費は来年度へ繰越明許費の設定をお願いするという方向で調整しております。よろしく申し上げます。

また、12月5日にじばさん三重で開催を予定しておりました環境フェアにつきまして、今年度は残念ながら中止ということで、この2点についてご報告をさせていただきます。

私からの説明と報告は以上です。よろしく申し上げます。

## ○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら挙手にて発言を願います。

## ○ 加納康樹委員

質疑じゃないんですけど、これ環境部が悪いのか、議会事務局が悪いのか、何でこの環境部の資料の上げ方だけ補正予算資料と関係資料がごちゃ混ぜで上がっているんですか。環境部だけ通して関係資料の中で補正予算の分まであるので、頭に目次もなくてもものすご

く見にくいんですけど。

他の3部局は、補正予算資料は別ファイルでもらっているんですけど、何で環境部だけごちゃ混ぜなんですか。環境部が悪いのか、事務局が悪いのか知りませんよ。その説明を。

(発言する者あり)

#### ○ 田中環境部長

一応こちらの資料に当たっては、本日連続して見やすいようにということで、1ファイルで取りあえず途中に見出しという形にさせてはいただんですけど、やはり私もちょっとほかとの連携が不足していますので、こちらが見にくいというご意見をいただきましたので、補正と、それから、協議会が別々のほうが望ましいということでございましたら、ちょっとすみません、今後気をつけてそちらのように切り替えます。

#### ○ 加納康樹委員

こんなところで見事にオール四日市ではないということを露呈するんですけど、他の3部局がそうやって分けているのに、何で環境部だけこんなごちゃ混ぜにするのか。何の連携もないんですね。

#### ○ 田中環境部長

ちょっと一度、事務局とも確認しまして全体を調整するように、他の部局とも調整するようにいたしますが、いずれにしても、見やすいほうがいいと思いますので、ファイルごとに分けていくような方向で一遍調整させていただきたいと思います。

#### ○ 加納康樹委員

さらに言うと、協議会のファイルの11ページのほうにはそれぞれの目次とページ番号が打ってあるからそうと分かるんですけど、今まで説明いただいたところ、ページ番号の目次もくそもなくて本当に見れないんで、というだけで、すみません、質疑は全くありません。

## ○ 谷口周司委員長

こちら辺は以後気をつけていただいて、また、他の部局とも調整していただいて、お願いいたします。

## ○ 森 康哲委員

380分の7で、一番上のクリーンセンターの運営モニタリング業務委託なんですけれども、ちょっとびっくりしたんですけど、包括民営委託するのに、一番の肝であるモニタリングまで民営委託しているってどういうことかなと思うんですけど、技術伝承も何もないじゃないですか。

全部丸投げでやっているということになるんですけど、委託する会社は違うにしろ、行政としての責任は放棄していると思えないんですが、この辺の考え方を教えてほしいんですが、一番肝ですよ、モニタリング。監視して、ちゃんと業務が適正に予算執行されているかどうか、技術的に次またクリーンセンターの建設に当たって改善すべき点とか、いろいろな行政はノウハウを持っているべきだと思うんですが、そこへ民間の知恵をかりて、専門委員会なり何なりを立ち上げてやるなら分かるんですけども、丸投げじゃないですか、これは。この辺の考え方、お聞きしたいと思います。

## ○ 田中環境部長

こちらのモニタリングですけれども、実際どのように行っているかといいますと、クリーンセンターのほうは日鉄エンジニアリングの関係の会社が実際やっております、毎日実績の報告とかそういったものが出てくるので、うちの職員のほう、向こうに技師の経験をした者を配置しまして、かつて北部清掃工場でも勤務した班長で、有資格者等も配置して、そこで一旦確認しますけれども、実際定例会とかいろんな形を持っている中で、資料の全体の確認というところでこのモニタリング業者、業務委託しているところが入ってきて、あと一番難しいのが、日常の運転とかごみの処理とかそういうのはいいんですけども、例えば財務処理の分析とかいろいろあるんですが、あと、発電量の妥当性といった、モニタリング等のカロリーの計算の確認とか、これだけのごみ量だったらこれぐらい出るはずですよといった専門的な計算が要るものとか、それから、もう一つが、例えば修繕の内容についての確認、うちの者でも過去に経験を持った者を配置しますが、その辺の妥当性の問題、やはり他都市とかそういったところで情報を持っておるところを入れた



ほうが間違いはないのかなというようなことで入れさせていただいているというところがございます。

そういったところもございますので、このモニタリング、決して丸投げして知らないと、基本的にうちが請け負って確認して、例えば物価が変わったときでも金額の変更とかいろいろあるんですけど、そういった作業が膨大なものですから、こちらに入ってもらって、間違いのないように今しているというのがございますので、ノウハウというのはあくまでうちに残っていますし、丸投げで全てしてあるから知らないとか、そういったことは決してございませぬので、そういったご理解をいただきたいなと思います。

### ○ 森 康哲委員

モニタリング業務の一番最初に書いてある発電量の妥当性というのは、それこそ民間で業務委託しているわけなんで、その辺も含めて報告をさせるべきだと思うんですけど、それを監視していくのが行政じゃないですか。モニタリング業務として分けて発注すること自体、ちょっと解せないんですけども、もともと民間に包括民営委託する場合に、そこも含めて出せば何の問題もないと思うんですよ。報告を受けて、どういうふうに監視していくかは行政の役目だと思うんです。

日々の発電量の計算とかそんなんは業務委託の中に入れ込むべきだと思うんですけども、その報告を受ければ済むことじゃないですか、そんな計算だけなら。

### ○ 田中環境部長

実際にどんだけ発電した、キロワット数とか、そういったのはやっぱりちゃんと業者から出てきますし、売買価格が、売買とかそういったものも業者からしっかり出てくるんですけども、こちらの運転管理といいますと、やはりいろんな面のチェックがどうしても必要だと思います。契約事項のいろんなチェックもございますので、本市もこうしたモニタリング方式を採用していますけど、やはり全国的にノウハウを持ったところで違う目で見させていただいたほうが間違いがないだろうということで、こういったDBO方式を採用しているところは、このような形式を取っておるところが多いんですけども、我々もそうしたほかとの比較とかいろんなノウハウもありますので、そこもひっくるめて、こちら、我々が本当に投げてもう全然駄目だという、それは確かに委員おっしゃるような問題があるんですけども、こういった妥当性を常時確認していく、やはり年間9億円とか、お支

払いしておりますので、やはりよりよい改善の方向とか、問題がないのかとか、そういった部分の監視は必要だろうと、第三者の目も必要だろうということで入れておりますので、こちらはぜひ今後も継続してやらせていただきたい、このように思っております。

○ 森 康哲委員

最後にしますけど、ぜひ、じゃ、このモニタリングを受けて、どのように反映をして、行政としての監視する部分はどういうところかまた教えていただけますか。

○ 谷口周司委員長

では、今資料請求もありましたので、後日資料でお願いできますか。  
他にございますでしょうか。

○ 小林博次委員

環境学習、385分の9やね。目的がここに書いてあるんやけど、言葉が足らんのと違うの。

○ 田中環境部長

委員おっしゃりたいのは、恐らく公害の部分ということでよろしかったでしょうか。

○ 小林博次委員

債務負担行為の。

○ 田中環境部長

ここで、ちょっとすみません、環境学習で本の貸出しとか現在の環境活動の部分を委託してまして、実際に公害の例えば社会見学におみえになる方の対応、それから、公害に関する例えば講座とか、例えばフィールドワークとかもあるんですけども、そうした部分は職員が直営で自らしておりますので、それでちょっとこちらは環境部で書いて、職員が直営で公害の部分をやっています。ちょっとそこは少し外させてもらったという、あくまでもその公害の部分はやっぱり職員がやらないとうまくいかないのということで、ちょっとこんな書き方をさせていただいたという経緯でございます。

○ 小林博次委員

こんな省略したらあかんと思うんやわ。四日市公害の語り部さんのしゃべっていることなんかも全く気に入らんけど、何でこれ公害学習センターが、環境学習センターができていくかという歴史的な経過からいくと、ここに書いたこんな程度のことなら、毎年1億円も金かける必要ないんやないの。

○ 大谷四日市公害と環境未来館副館長

小林委員のご指摘のとおりの部分あるんですが、これは3年間の債務ですので、単年度ですと約3800万円と。

先ほど部長申しましたように、公害学習とか、あるいは公害に関する見学の対応につきましては直営で、一部、事務対応、来館者対応の部分と、館内、館外での環境学習、体験講座等の実施を委託しようとするものでございます。

○ 小林博次委員

だから、その目的が、市民が人と環境との関わりについて理解と認識を深めることにより、四日市公害の反省はどこにも出てこないやないの。やっぱりもったきちとしておかんとかんよ。

○ 大谷四日市公害と環境未来館副館長

申し訳ございません。四日市公害の改善の取組の歴史を踏まえた上でという前提をきちんと認識した上でという、今小林委員のご指摘のとおりだと思いますので、今後気をつけます。

○ 小林博次委員

あなた方がこんな中途半端なことで活動すればするほど、また四日市公害のまちやって宣伝しているみたいなもんで、あんたらは宣伝せんでも、マスコミが宣伝を勝手にする。

例えば、今まで公害問題に我々も取り組んできたけれども、四日市の最初の公害患者の会を解散したんやけど、何で解散したか知っているか。勝手に東京で公害反対運動が四日市の名前を使ってやられて、実態がかけ離れたから、引き戻すために解散したんやで。

だから、もう少しきちっとした活動、活動内容はええけど、語り部のやり方は気に入らんが、きちっとした背景説明、状況説明を加えないと、違うところへ行ってしまう。一般論的な公害の捉え方やと、四日市市に置いておくことはないんやで、だから、そのところもうちょっと配慮してほしい。

以上です。

○ 谷口周司委員長

小林委員の意見もしっかりと受けて、お願いいたします。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、他にご質疑もないようでありますので、質疑はこの程度とさせていただきます。

これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより分科会としての採決を行っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

なお、全体会審査に送るべき事項につきましては、採決の後に確認をさせていただきたいと思います。

では、反対表明もありませんでしたので、簡易採決により行いたいと思います。

議案第50号令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補

正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべき事項につきましては、なしでよろしかったでしょうか。

（なし）

○ 谷口周司委員長

なしと確認をさせていただきます。

〔以上の経過により、議案第50号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第2項清掃費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 谷口周司委員長

では、予算はこの程度とさせていただきます。

15：57 休憩

---

16：50 再開

○ 谷口周司委員長

では、最後、所管事務調査でございます。

令和2年度第1回四日市市環境保全審議会が開催されたということでございますので、資料の説明をお願いいたします。

## ○ 秦環境保全課長

環境保全課、秦でございます。

それでは、所管事務調査ということで環境保全審議会の報告をさせていただきます。

資料は385分の244ページからになります。244ページをご覧ください。

まず、この244ページは審議内容を一覧にしたもので、後についている資料の目次を兼ね合わせて表記をさせていただいております。

当審議会は、令和2年の10月29日14時から総合会館7階第3研修室にて開催をされ、委員全17名のうち1名が欠席されましたが、16名の委員の出席により会議が行われました。

審議事項については次のページからになります。

まず、246ページをご覧ください。こちらは当審議会の委員名簿でございます。

委員の任期は、令和2年8月1日から令和4年7月31日までの2年間でありまして、今年度に入り初めての会議でありましたので、まずは会長及び副会長の選出を行いました。

審議会の条例の規定に基づきまして、委員の中から互選により、会長に中部大学教授の福井弘道委員、副会長にはビオトープ・ネットワーク中部会長の長谷川明子委員がそれぞれ選出されました。

資料247ページから248ページ、こちらにお示ししますのは、当審議会の設置根拠となる四日市市環境保全審議会条例の条文でございます。

続きまして、事項の2番目になりますが、廃棄物処理センター、最終処分場増設事業の環境影響評価準備書に係る諮問についてということで、資料は249ページから264ページとなります。

これは、三重県環境保全事業団が廃棄物処理センター新小山最終処分場を増設するに当たりまして、三重県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの手続に関する案件です。

昨年度は、環境アセスメントの第1段階となる方法書について、市から当審議会へ諮問いたしまして、審議会の答申に基づいて市長意見を事業者へ提出いたしました。今回は、同環境アセスメントの次の段階としまして、準備書について改めて当審議会に諮問するものです。この準備書は、方法書と同じく事業者から公告後45日間の縦覧を行うこととなっておりますが、この準備書に対しても市長意見を提出することができることになっております。

したがいまして、昨年度の方法書のとおりと同様、事業団から提出されました環境影響評

価準備書について、当審議会に専門部会を設置して審議いただくために、当審議会委員から2名に、また、外部専門員2名を加え、計4名の委員による専門部会を立ち上げていただきました。

その4名の専門部会委員には、当審議会から生態系全般がご専門の長谷川明子委員に、植物の専門家として桐生定巳委員、また、外部の専門委員、これはちょっと資料に記載ございませんが、水質・水処理・環境保全工学がご専門の大阪府立大学の岩田政司名誉教授、そして、大気質・悪臭が専門の立命館大学の樋口能士教授が選任をされました。

今後は準備書に対する住民等の意見を踏まえまして、これら4名の委員により、年明けに2回程度専門部会を開催していただき、審議していただく予定となっております。

続きまして、三つ目の審議事項であります第4期四日市市環境計画の素案の段階についてお諮りをしました。

この素案につきましては、資料の265ページから357ページまでとなりますが、これは先ほどの協議会資料ともほぼ同様の内容となりますので、ここでの説明は割愛をさせていただきます。

なお、審議の中で各委員から出た質疑、ご意見及びその回答などにつきましては、資料の358ページから361ページに記載をしております。

先ほど協議会資料としてお示しした計画案は、これら委員からのご意見などをできる限り反映させて、必要な修正を施した最新の状態となっております。

四つ目の審議事項であります。四つ目の審議事項は、大気環境常時監視測定局の配置の見直しについてでありまして、資料のほうは362ページから369ページまでの記載となります。

本件につきましては、8月定例会議会の決算常任委員会都市・環境分科会の中でもご審議をいただいた案件でありまして、昨年度実施した常時監視測定局の配置の見直し検討結果に基づいて、南及び西朝明中学校の2局の一般環境測定局と東名阪自動車道の自動車排出ガス測定局1局を廃止しようとする提案について、審議会の専門的な立場から審議をいただいたものであります。

審議会の委員からは、東名阪測定局が湯の山街道沿いを測定の対象路線としているのであれば残すことが望ましいが、そうでなければ、廃止に異存はないとの意見があったほかは、特段意見がございませんでした。

このやり取りにつきましては、370ページのほうに記載のとおりです。

なお、これら測定局の配置の見直しに伴い、今後の考え方についても審議会にお諮りをしました。

少し戻ります。恐れ入りますが、368ページの一番最下段のところの4、今後の考え方についてという記載事項をご覧ください。

今後コンビナートの新增設や自動車幹線道路の延伸による交通量の増加など、周辺大気環境へ影響を与えるような状況の変化があった場合には、移動測定車による大気環境測定を行い、例えば環境基準を超過するような事象が生じた場合には、改めて大気常時監視測定局の配置について検討したい、このような案を事務局からご説明いたしましたところ、この点につきましても、委員各位から特段異論はございませんでした。

最後に、環境保全主要施策等報告、令和元年度実績についてといたしまして、令和元年度における環境保全課の主要な取組実績について報告をいたしました。

資料のほうは371ページからとなります。

これらも8の定例月議会の決算常任委員会都市・環境分科会において、令和元年度における環境保全課の主要施策の実績としてご説明をした内容とほぼ同様となっております。

このことに対しまして、委員からの質疑、ご意見は資料385ページ、一番最後のページになりますが、こちらのほうに要約でお示しをしております。

この委員の質疑の概要を端的に申しますと、現行の第3期環境計画と各事業との関係性、事業の評価の在り方、そこから見えてくる課題などを次年度の事業や、あるいは次期の第4期環境計画へいかにつなげていくのかといった類いの質問がたくさん出ました。

これらは環境計画に基づく政策評価を毎年度定量的にしっかり行いまして、最終的な目標達成に向けてどのようにつながっているのかをしっかりと分析するようにとのご指摘をいただいたものと受け止めております。

これに対して、事務局からは、例年環境計画に基づき実施した事業の評価については、別途、本市の関係部局全体において環境計画の年次報告書として取りまとめて、改めて審議会に報告することといたしてございまして、これに対し、委員各位から、事業評価をいただくことになっている旨を説明いたしましたところ、委員のご理解が得られたということでございます。

そして、先ほどの協議会でもご説明をしましたが、第3期環境計画における事業評価を十分に分析いたしまして、次期の第4期環境計画へとしっかり引き継いでいきたいということも申し上げたところ、委員のご理解を得られました。



以上が令和2年度第1回四日市市環境保全審議会の会議内容のご報告となります。

以上です。

○ 谷口周司委員長

ご説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 森 康哲委員

羽津中学校のところで測っていた数字を基に審議会でも議論されたと思うんですけども、以前から私は羽津北小学校周辺で測定していただくようお願いしていたのに、それは全然どこにも出てこないよね。どこにも出てこない。

なぜかという、よりいろいろな浮遊物が飛んできたり、臭いがしたり、いろんな事象が地元の人からも声が聞こえてきて、ここで一回測ってほしいというのがあったから、私は議会でも発言をしてきたと。

羽津中学校の周辺って垂坂公園があって、非常に環境がいいところなんです。みんなが健康づくりのために公園に来て休息をする、環境のいいところで測ったら出るわけないです。非常に私は不満ですよ、これは。こんな報告書をもらっても、全然納得できないので、再度調査を要求したいと思うんですが、そういうすべは、委員長、あるんですか。

○ 秦環境保全課長

今の森委員のご指摘は十分踏まえた上で審議会に臨んだつもりでございます。当然羽津地区を意識して移動測定ということのご説明はさせていただきました。

今、内部調整中ではありますが、ここの今後の考え方というところにも書きましたように、これは多分に羽津地区のそれを意識して書いてございます。したがって、来年度、移動測定車を走らす必要な予算の措置に向けて今調整をしておりますので、しっかりその辺のあたり、測定をして、本来のあるべき観測の配置の在り方を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 谷口周司委員長

その辺りというのは、羽津小学校が念頭にあるということですか。

○ 田中環境部長

こちらにつきましては、基本的に測定局というのはあまり移動させることは望ましくないという考え方がベースにあるんですけれども、ただ、一方において、先ほど森委員がおっしゃるように、住民の不安感、私どもの結果から見れば、この一面は恐らく同じ濃度であろうということでありますが、ただ一方において、不安を払拭しないと、なかなか四日市公害というイメージの払拭につながらないという部分もありますので、そうした移動測定、できれば濃度が濃いようなときを狙ってやるのが望ましいだろうなどは思っておりますけれども、そういった先ほど課長が申しあげましたように、そうした不安解消とか、いろんな測定の現状が変わってきたら、それはきっちり移動測定で押さえておく必要があるだろうということがございますので、今後そういったお声も聞きながら、一遍地元に入らせてもらって、どこがどうだということもつかんだ上で、そういったデータは蓄積して不安の解消を図っていくべきだろうと、そういうことで先ほど課長も申しあげましたとおりの形でいきたいなど、それは思っています。

○ 森 康哲委員

長年そこに住み続けている人の声というのは、やっぱり住んでいて感じていることなんです。移動観測車で調べると、それは一定の期間で、一定の時間で来て測るだけだと思うんですけれども、それはそれで一つのデータとして取っていただきたい。だけど、長年住んでいて感じている声としてもやっぱり聞き届けていただきたいなということで発言しているのです、これ来年以降、こういうふうにもた調査してくれるかもというところだと思いますので、しっかり調査費つけてやっていただきたいと思います。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

簡潔で結構ですので、意見、質疑の中で、計画のこの場での、6番の方が、この計画は

向こう10年間の施策を作るための計画なのか、市民向けなのか分からないとか、第3期環境計画で何ができて、何ができやんとか、低炭素から脱炭素への言葉を修正してほしいとか、ここ出ておるんですね。

その答弁が、計画が全般的にマルチに広がっている、できることに限りがあるので、三つぐらいに絞っていききたいという答弁をされておるわけです。

これでは非常に広くて横串通すと言われる、三つに絞っていききたいということ、それは意見でも結構ですが、答弁難しかったら、そういうようなことでも、ぱっと見ただけで、ぱっと開けて、ぱっと読んだら、そんなことになっておるもので、やっぱり不安ですよ。店をめっちゃ広げたけど、広げただけで、風呂敷広げ過ぎというふうになっているのと違うかなという心配しているんです。

国が大きく2050年で舵を切ったわけです。第4期環境計画については、第3期環境計画と環境が変わったわけです。国が方針を出した以上、2050年だとか2030年。なので、この第4期環境計画は重たいと思うんだけど、こういう心配な意見が、この会議でも出ておるわけで、答弁が非常にまずいと思うんですね。マイルストーンや三つに絞りたいとか。

## ○ 田中環境部長

ちょっとすみません、まとめ方がちょっとあれだったかなと思うんですけども、計画そのものが、環境計画の項目はものすごく事業数が多くて、その一つ一つ見ていくと、これ、市民が見ても、あまり大きくて分からないよねというようなところがあって、もう少しキャッチな大きなやつがあって、それに個々にぶら下がる形に整理しないと、ちょっと読んでも分かりにくいなということで、例えば3Rの大きな指標の中に一つ一つがぶら下がるような、そういった作りにしないとまずいなあということで、そういったところが分かるようなPRの仕方をちょっと考えないと、項目は1個ずつ拾っていかならんですけれど、ぱっと見たとき、特に専門的なやつが並ぶときついで、ちょっとそういうキャッチなやつがあって、そこにいろいろぶら下がる形に整理したいという意味で、ちょっとこれ、そういったご発言です。

それから、低炭素社会につきましては、本当にいろいろ今回議論もいただいているんですが、国のほうの2050年に向けた議論が今進められているんですけども、まだやはり具体的なプランがまだ出てきてないところなので、やっぱりそれをきちっと見極めて書き進めたいなと思うんですけど、それを待っておるともう期間が過ぎてしまいますが、そこは

もう柔軟にいきたいと思っています。

ただ、まだ見ていると、2030年のマイルストーン、まだ変わってません。私どもの環境計画と一緒になんですけど、40年、50年というところでどうなるかは見据えたい。その上で機動的に、一応5年後と考えていますけれども、施策については機動的にやりたい、そして、積極的に取り組みたいという思いは持っていますので、またその辺が出次第、またお諮りして、こうしたいということはやっていきたいと思っていますので、よろしく願います。

#### ○ 伊藤嗣也委員

頑張ってください。期待しております。よろしく。

#### ○ 谷口周司委員長

他にございませんかと言う前に終わりという言葉がありましたが、よろしかったですか。また、ちょっと多いところについては後ほどでもいいので、環境部さんに確認をしていただければと思います。

では、ご意見、ご質疑もないようですので、本件はこの程度とさせていただきたいと思っています。

環境部所管事項は全て終了となります。お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

では、インターネット中継はこれで終了となります。

あと少しだけお願いいたします。

じゃ、すみません、少し報告とご相談をさせていただきたいと思います。

まず1点目、2月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについてであります。

日程案は、議会運営委員会のほうで令和3年3月29日月曜日、午後6時半から午後8時ということで、これずっと繰越しになっている常磐地区市民センターで議会報告会を3月29日、よろしく願いをいたします。

ただ、新型コロナウイルス感染状況によりましては、また中止、変更があるということもご了承いただきたいと思います。

なお、1月6日に予定されておりました議会報告会につきましては、コロナ状況を鑑み、中止となりましたことをお伝えさせていただきます。

続きまして、休会中の所管事務調査についてであります。

まず、日程案、三つ出させていただいておりますが、まずもって、年間スケジュールにも入っている1月25日月曜日、午後1時半というのがございますが、皆さんご都合、ここはどうしてもというのであれば、二つ目、三つ目の案に行きたいと思いますが、年間スケジュールのとおりでよろしいですか。

(異議なし)

#### ○ 谷口周司委員長

では、1月25日月曜日の午後1時半からということでお願いをいたします。

休会中所管事務調査の調査事項ですが、積み残しは、今のところ特には、国体開催に向けた取組とかありましたけれども、これそもそちょっと国体のほうがあれでしたね、鹿兒島がなくなりましたので、これも飛んでおりますが、過去の調査テーマも挙げていますが、何かこれをというものがございましたら提案を。

#### ○ 加納康樹委員

今日の冒頭で、できたらこの12月でというのもあって、別にそんなにめっちゃ時間はかからんから、休会中でやるには軽いかなと思うんですけど、一応私の思いだけ言わせていただきますと、1か月ぐらい前、11月の頭に国土交通省から発表された例の全国各地の危険なバス停というのが発表されたと思うんですね。四日市市内もAランクが二つ、Bランクが九つ、Cランク四つというのが発表になっていて、この危険なバス停というのが、Aランクのやつだけは報道で見ましたけど、あと、BとかCとかよく分からないので、どういところなのか、逆に、国土交通省はそう言っているけど、ここの都市整備部としても危ないのかとか、じゃ、危ないなら危ないで、それに対して対応を考えているのかとか、そういうところについてちょっと調査してほしいなという思いがあったんですけど、そんなんで1時間ももつんかなという思いもなくはないんですけど、すみません。

#### ○ 谷口周司委員長

いいですね。何か絡めていきましょうか。

○ 伊藤嗣也委員

例えば、交通関係ですか。

○ 谷口周司委員長

危険なバス停なので、それに対して公共交通なのか、それとも渋滞なのか、渋滞箇所はいろいろ調査をしていくと言っていましたけど。

○ 森康哲委員

ちなみにAの2か所ってどこですか。

○ 加納康樹委員

Aは、たしか委員長のお膝元と、あとどこかありましたっけ。

○ 伊藤嗣也委員

見に行ったら。見に行ったほうが早いでしょう。

○ 谷口周司委員長

そうしましょうか。いいですね。

じゃ、危険なバス停をちょっとピックアップしてもらって、現地を見て、戻って、議論してという形にしましょうか。じゃ、それで午後1時半からで。

じゃ、それで調整します。

あと、最後すみません、委員会の今回の委員長報告につきまして、委員長、副委員長のほうにご一任をいただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ありがとうございます。

ご協力いただきありがとうございます。じゃ、これをもちまして終了とさせていただきます。

17 : 10 閉議